

令和3年11月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和3年12月10日(金)

[委員会の概要]

寺井委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 「徳島県版・脱炭素ロードマップ(案)」について(資料1-1, 1-2)
- 「徳島県災害廃棄物処理計画(改定版)骨子(案)」について(資料2)
- 徳島県生活環境保全条例の一部改正(ボイラー規模要件の変更)について(資料3)
- 新たな「徳島県消費者基本計画(素案)」について(資料4-1, 4-2)
- 「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画(素案)」について(資料5, 6)
- 「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画(素案)」について(資料7, 8)
- 「第5期徳島県イノシシ適正管理計画(素案)」について(資料9, 10)
- 「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画(素案)」について(資料11, 12)

谷本危機管理環境部長

この際、4点御報告申し上げます。お手元の資料1-1を御覧ください。徳島県版・脱炭素ロードマップ(案)についてでございます。

2050年カーボンニュートラル実現に向け、本県の2030年度目標である、2013年度比、温室効果ガス実質排出50パーセント削減、自然エネルギーによる電力自給率50パーセントの達成を確実なものとするため、新たな重点施策を設けるとともに、具体的な枠組みと行程をお示しするものです。

取組に当たっては、2021年度から2025年度までを集中期間、2026年度から2030年度までを加速期間と位置付け、重点施策として、自然エネルギー最大限導入、水素グリッド構想の推進、循環経済への移行の3本柱に、本県の地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進してまいります。今後は、県議会での御論議やパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、本年中に策定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。徳島県災害廃棄物処理計画(改定版)骨子(案)についてでございます。

切迫する南海トラフ巨大地震はもとより、気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害などに対応するため、最新の事例・知見や、事前復興、更にはDX、GXの視点を取り入れ、平成27年3月に策定した現計画をより実効性のある計画へと改定するものでございます。現計画策定以降に課題となった、豪雨災害等における迅速な初動対応、仮置場や仮設処理施設の速やかな設置、廃棄物処理における安全性の確保などに対応するため、平時か

ら復旧・復興期までの各ステージにおける実践的な対応の具体化、過去災害での教訓を踏まえた実効性の確保、廃棄物処理における感染症対策の徹底などを盛り込み、大規模災害からの早期の復旧・復興につなげてまいります。今後は、県議会での御論議や、パブリックコメントを実施し、本年度中に策定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。徳島県生活環境保全条例の一部改正（ボイラー規模要件の変更）についてでございます。

1、改正の背景・趣旨といたしましては、大気汚染防止法では、事業所のボイラー等から発生するばい煙を規制しており、政令に、規制対象となる規模要件を伝熱面積又は燃焼能力で規定していたところです。この度、再生可能エネルギーの導入を促進するに当たり、政令改正により伝熱面積が削除されたことに伴い、2、政令及び条例改正案右枠に記載のとおり、条例におけるボイラーの規模要件を、伝熱面積から燃焼能力に改め、政令の2分の1の規模となる重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満としたいと考えております。3、今後のスケジュールといたしましては、議会での御論議をはじめ、先月29日から開始したパブリックコメントや、環境審議会生活環境部会での御審議を経て、来年2月定例会に条例案を提出させていただきたいと考えております。

続きまして、資料4-1を御覧ください。「新たな『徳島県消費者基本計画（素案）』の概要」についてでございます。

まず、1、計画の位置付けにつきましては、新型コロナやDXなど、社会情勢の変化への即応、世界共通の目標であるSDGsの達成に向け、6月定例会での御論議を踏まえ、消費者教育推進計画の改定に1年早く着手し、消費者基本計画との一元化を行い、平成30年に議員提案により成立したエシカル条例の理念のもと、全世代にわたる消費者教育を含む一連の消費者政策を、より一層、一体的かつ戦略的に展開してまいります。

また、2、基本理念といたしましては、新次元の消費者行政・消費者教育を推進する新たな羅針盤となるよう、3、計画の体系に記載のとおり、消費者や事業者など、それぞれが推進する取組として、四つの施策の柱を設定するとともに、共通的留意事項として、全世代への消費者教育及び戦略本部との連携を横断的事項に設定し、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

4、主なKPIにつきましては、エシカル消費の実践意欲度について、令和8年度に、令和2年度の1.5倍となる80パーセントを目指すことをはじめ、新計画の実現に向けての具体的な目標値設定をしており、5、主な消費者施策として、サステナブルファッションの推進や消費生活相談DXの推進など、新たな視点からの施策に積極的に取り組むこととしております。今後、議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、消費生活審議会での審議を経まして、来年3月の策定を目指し、取り組んでまいります。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

森口農林水産部長

農林水産部から、1点御報告させていただきます。第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画等の素案についてでございます。

資料5を御覧ください。1、目的といたしましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため

の鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画を策定するものでございます。

2, 計画の期間につきましては, 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

3, 計画の概要につきましては, (1) 鳥獣の保護及び管理を目的に, 狩猟等を禁止する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定や, (2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準について定めることといたしますとともに, (3) において, 狩猟における危険予防や希少種保護を図るため, 猟銃やくくりわななどの特定猟具の使用や鉛散弾の使用などの猟法を禁止する区域の指定について定めるものでございます。

また, (4) 特定計画の策定といたしまして, 生息数の増加や生息範囲の拡大が著しいニホンジカ, イノシシ, ニホンザルの個体数を適正に管理するための管理計画を策定することとし, 個体数管理のために実施する指定管理鳥獣捕獲等事業におきましては, 本年6月の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律, いわゆる鳥獣被害防止特別措置法改正を受け, 新たに, 関係市町村の連携による広域的な管理を迫記するものでございます。(5) その他につきましては, 感染症対策といたしまして, 新たに, 豚熱対応を追加させていただくものでございます。

4, 今後のスケジュールでございますが, この後御説明をさせていただきます, ニホンジカ, イノシシ, ニホンザルの管理計画と併せまして, 県議会での御論議や, パブリックコメント, 環境審議会での意見を踏まえ, 計画案として, 取りまとめをさせていただきたいと考えております。

続きまして, ただ今御説明をいたしました, 第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画に基づく各鳥獣の管理計画についてでございます。

まずは資料7を御覧いただきたいと思っております。第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画(素案)の概要でございます。

1, 計画の期間につきましては, 事業計画と同様, 令和4年4月1日から5年間としております。

2, これまでの取組とその評価でございますが, 農業被害は被害面積, 被害金額ともに減少傾向にある一方で, 林業被害については, 被害面積が増加し, 剣山山系を中心に自然植生に対する被害も継続して発生している状況でございます。ニホンジカの捕獲実績については年々増加し, 捕獲目標のおおむね9割以上を達成している状況ではございますが, 推定個体数については, 横ばいから微増傾向でございます。

続きまして, 3, 管理の目標につきましては, 県民の皆様には被害の減少を実感していただくため, ニホンジカの生息密度を令和元年度の1平方キロメートル当たり約20頭から, 令和8年度に10頭以下まで半減させることにより, 農業被害程度及び果樹の剥皮被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることや林業被害の軽減, 森林下層の植生の衰退抑制を目指してまいりたいと考えております。

4, 目標達成のための具体的な方策でございますが, ニホンジカの推定生息頭数の増減に即応した, 狩猟期間延長の決定や, 高密度区域における重点捕獲の実施により個体群管理を強化いたしますとともに造林木の着実な育成や, 集落単位での効率的な防護対策の実施などにより, 被害管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料9をお願いいたします。第5期徳島県イノシシ適正管理計画(素案)の概要でございます。

1, 計画の期間につきましては、事業計画と同様に、令和4年4月1日から5年間としております。

2, これまでの取組とその評価といたしまして、農作物被害防止のため、侵入防止柵の設置や、集落ぐるみでの被害対策の普及とともに捕獲を進めた結果、イノシシの推定個体数は、横ばいから減少傾向になっているところでございます。

3, 管理の目標につきましては、イノシシの生息密度を令和元年度の1平方キロメートルあたり約4.4頭から令和8年度に3頭以下まで減少させることにより、農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることや人身被害のゼロなどを目指したいと考えております。

4, 目標達成のための具体的な方策といたしましては、イノシシの推定生息頭数の増減に即応した狩猟期間延長の決定や、高密度区域や被害の甚大な区域における重点捕獲の実施により、個体群管理を徹底いたしますとともに、集落単位での被害防除体制の構築や、イノシシを誘引しないための餌付け防止や生ごみ適正処理などの被害防止対策・安全対策の普及啓発などを進めてまいりたいと考えております。

最後に、資料11をお願いいたします。第3期徳島県ニホンザル適正管理計画(素案)の概要でございます。

1, 計画の期間につきましては、事業計画と同様、令和4年4月1日から5年間でございます。

2, これまでの取組とその評価でございますが、農業被害は被害面積、被害金額ともに減少傾向でございますが、ニホンザルの分布域は拡大しており、被害を及ぼす加害群の把握が十分でないという課題がございます。

このため、3, 管理の目標につきましては、群れの加害レベルに応じた捕獲対策を実施することにより、年間を通じて耕作地に出没し、農作物や生活環境に被害を及ぼす加害レベルの高いレベル3の群れの無害化や生息域及び被害地域の拡大防止、農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることを目指したいと考えております。

4, 目標達成のための具体的な方策といたしまして、群れごとの加害レベルを把握し、最も加害レベルの高い群れに対しては全体捕獲、加害レベルの高い群れにつきましては部分捕獲を実施いたしますとともに、加害レベルの低い群には、ハナレザルの捕獲や追い払いの実施など、地域における被害防除対策と合わせまして、効果的な取組を実施してまいりたいと考えております。詳細につきましては、資料6, 8, 10, 12, それぞれ本体版をお付けしておりますので御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

原委員

消費者基本計画について、幾つか質問させていただきたいと思います。

先ほど、全世代にわたる消費者教育を含む、一連の消費者政策を一体的に展開するため、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画としての位置付けも兼ねて、二つの計画を一元化した計画として、消費者基本計画を改定するとの御説明がありました。

消費者市民社会の構築をはじめ、四つの柱を縦軸に置くとともに、共通の留意事項として、二つの視点、全世代への消費者教育、新未来創造戦略本部との連携を横軸に設定したとのことであり、立体感のある工夫をされた体系になっていると感じております。

これからのデジタル社会を見据えて、自立した消費者を育成するため、必要な対策をしっかりと計画に盛り込むことは、極めて重要なことであると考えております。

そこでまず、なぜ今、全世代への消費者教育が強く求められているのか、改めてにはなりますが、御説明いただけますか。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま、原委員から、消費者基本計画の全世代への消費者教育について、御質問を頂きました。

本県では、これまで、令和4年4月の成年年齢引下げを見据えまして、消費者庁作成の教材であります「社会への扉」を活用した授業を、県内全ての高校で実施するなど、全国に先駆けて、消費者教育を進めてまいりました。

社会のデジタル化の進展によりまして、商品の購入の選択肢や決済の手段が増えるなど、消費生活の利便性が高まっております一方で、県の消費者情報センターに寄せられております相談件数を見ますと、デジタルコンテンツに関する相談が上位を占めており、高齢期や成人期を含めまして、全世代における消費者トラブルの増加が懸念されているところでございます。

今後は、これまで消費者庁と連携して進めてまいりました、若年者への消費者教育を生かしながら、社会のデジタル化を踏まえて、誰一人取り残さない、各ライフステージに応じた消費者教育を、全世代にわたって推進していく必要があると考えております。全世代への消費者教育を、新しい計画の横軸に位置付けたところでございます。

原委員

若年者への消費者教育で培ったノウハウを、ほかの世代にも生かそうということであり、私も、是非、その方向性で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、具体的に、全世代への消費者教育をどのように展開していくのかお伺いしたいのと、学校における消費者教育、本県ならではのGIGAスクール構想でのデジタル教材の開発、活用についてお伺いしたいと思います。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

学校における消費者教育についての御質問を頂きました。

学校における消費者教育については、いよいよ来年の4月から成年年齢引下げがスタートいたします。新成人となる若年者の消費者被害を防ぐとともに、新たな成年の権利と責任について、高校生の段階にも引き続き周知啓発し、浸透させる必要があると考えており

ます。

昨年度は、消費者庁新未来創造戦略本部との連携のもと、高校生を対象とした「社会への扉」とともに活用できる、若年者を中心に増加しておりますトラブル事例を取り上げた、パワーポイント形式のトラブル事例集を作成しております。

今年度におきましても、戦略本部と連携し、動画やアプリ、e-ラーニングなどの教材をコンテンツとするポータルサイトの作成を現在進めており、開発に向けた国の有識者会議へ、本県教員が委員として参画するとともに、本県の高校で試行授業を実施するなど、連携協力をしております。

また、令和2年度に、障がいのある生徒に配慮した、特別支援学校向けのデジタル教材を、消費者庁が作成しており、本県も消費者庁が作成した教材に対応した動画教材を独自に作成いたしました。

今後も、消費者庁新未来創造戦略本部と連携して、タブレット端末で活用できるデジタル教材を、現場の声を聞きながら、より充実進化させるとともに、開発いたしました教材の積極的な活用を促すなど、学校における消費者教育を、教育委員会と連携して推進していきたいと考えております。

原委員

これまでは、成年年齢引下げが目前に迫っておりましたので、若年者への消費者教育を中心に進めてこられたと思います。若年者への消費者教育は、いよいよ、これまでの成果が問われることとなります。4月以降、新成人による消費者トラブルが恐らく出てくると思いますが、新しい計画の趣旨に添って、今後、これまで以上に若年者への消費者教育に取り組んでいただきたいと思います。

次に、デジタル機器に不慣れな高齢者への消費者教育について、具体的にどのような取組を考えているのか教えていただきたいと思います。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

高齢者への消費者教育についての御質問を頂きました。

令和2年度の、高齢者から県の消費者情報センターに寄せられた相談は約4割を占めております。中でも、デジタルコンテンツに関する相談は増加傾向にあり、高齢者に向けた消費者教育を推進する必要があると考えております。

そこで、今年度、全世代への消費者教育を進めるに当たりまして、緊急性の高い高齢者向けの教材を作成することとしております。高齢者の方に、興味を持っていただけるように、ドラマ仕立ての動画とスライド教材を組み合わせまして作成することとしております。

今後は、作成した教材を県ホームページで公開するとともに、DVD教材として、県内の老人クラブ等に配布いたしまして、研修等で活用いただくなど、関係機関の御協力を得ながら、様々な場面で有効に活用できるよう取り組むとともに、高齢者の皆様の声を伺いながら、新たな教材の充実も図ってまいりたいと考えております。

原委員

2020年の国勢調査確定値によりますと、本県の人口は減少しておりますが、一方で一人

暮らしの高齢者世帯は、前回調査から増加しております。高齢者を消費者トラブルから守ることは、今後、ますます重要性を増すと思いますので、引き続き、積極的な取組をお願いしたいと思います。

地域や職域での成人向けデジタル教材の活用については、現段階で、具体的にどのような取組をお考えなのか、これもお伺いしたいと思います。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

地域や職場での、成人向けのデジタル教材の活用について御質問を頂きました。

職場における消費者教育につきましては、まずは事業者の方に、従業員に対して行う消費者教育の重要性について、十分に理解してもらう必要があると考えております。

現在、消費者庁の新未来創造戦略本部におきましては、事業所等で活用できる、成年向けの消費者保護のための啓発用デジタル教材の開発が進められております。県内の二つの企業において、実証が行われる予定となっております。本県では、その成果を有効に活用いたしまして、作成した教材の情報提供を積極的に行うなど、事業者の方が、若者から高齢期までの従業員を対象とした消費者教育ができるように、支援してまいりたいと考えております。

また、日常生活の中での学びも重要でありますことから、県として、地域や家庭における成人向けの消費者教育を支援するために、県ホームページでニーズに応じた消費者教育教材の情報提供でありますとか、消費者大学校、大学院のオンライン授業などを行ってまいりたいと考えております。

原委員

新たな消費者基本計画について、改定のポイントである、消費者教育の視点を詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナやDXなど、社会情勢の急激な変化に対応し、各種の施策についてスピード感をもって展開するため、消費者基本計画と消費者教育推進計画の一元化を図り、全世代への消費者教育を進めることは、正に、理にかなったものであると思います。

県民の皆様が、自立した消費者として、様々な知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身に付け、消費者トラブルに遭わないで安心して暮らせる社会づくりを、本県として、更に推進していくことを期待しております。

次に、12月1日より、ついに鳴門市から燃料電池バスが運行されることとなり、私は鳴門市が地元なので本当に喜ばしく思っております。ありがとうございます。

路線運行が開始されましたが、私も乗車させていただき、静かで快適な乗り心地であると同時に、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さないクリーンな移動手段であり、今後、県内で広がることを大いに期待しているところであります。

また、今回、鳴門線で運行が開始され、鳴門海峡が生み出す渦潮や鳴門公園など、本県有数の観光地を經由し、県内外から訪れる観光客の皆様にもPRできるものと期待しているところです。

現在も、皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルスにより、観光業界は多大な影響を受けております。国においては、GoToトラベルの再開なども検討されているところで

すが、観光業を盛り上げるために、更に脱炭素やサステナブルといった視点をプラスすることが重要ではないでしょうか。

例えば、クリーンな燃料電池バスに加えて、環境に負荷を与えない移動ツールを導入し、組み合わせることについても検討していったらどうかと、私は強く思っております。

脱炭素と観光、どちらにも資する乗り物として、余り聞き慣れない用語ではありますが、グリーンスローモビリティ、通称グリスロというものがございます。何か御説明できることができましたら、お伺いしたいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、グリーンスローモビリティについて御質問を頂きました。

2030年度に温室効果ガス、2013年度比で46パーセント減を達成するためには、日本全体のCO₂総排出量の約2割を占めます、運輸部門のCO₂排出量を削減する必要があり、自動車等の車両の脱炭素化はもちろんのこと、マイカーから環境にやさしい交通機関への転換が不可欠でございます。

その交通機関の一つとして、グリーンスローモビリティがあります。グリーンスローモビリティとは、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した、短距離のきめ細やかな移動サービスで、その車両も含めたサービスの総称を言います。先ほど委員がおっしゃったように、通称グリスロと言われております。

このグリーンスローモビリティは、自動車よりも運転が容易で、高齢者も運転しやすく、高い導入ポテンシャルを有しております。また、軽量、コンパクトであることから、道幅が狭く、今まで公共交通機関を整備できなかった地域の足になるとともに、導入により、脱炭素型交通が確立されるのではないかと期待されているものでございます。

原委員

グリーンスローモビリティの概要については、よく分かりました。

それでは、具体的に先行事例としてどのようなものがあるのか、教えていただけますか

杉山グリーン社会推進課長

環境省及び国土交通省において、グリスロの導入を支援しておりまして、各地域で様々な実証事業が行われております。観光だけでなく、高齢者の移動手段の確保をはじめ、様々な地域課題を解決する手段として利用されております。

例えば、島根県大田市では、世界遺産、石見銀山の跡地内における多様な移動手段の確保及び公共交通空白地におけるマイカーからの転換を目的に、二つのエリアにおける定路線型運行を実施しております。

また、広島県福山市では、狭い坂が多い古くからの港町、鞆の浦において地域住民や観光客の移動手段確保のため、自治体とタクシー事業者、バス事業者が連携して取り組む、全国初の緑ナンバーでのグリーンスローモビリティの運行がなされております。

また、東京都の豊島区では、池袋エリアの町づくり、ブランディングの推進を目的として、大都市部の交通密集地におけるグリーンスローモビリティの運行経路の確保等に係る関係機関との協議を済ませて運行しております。

次に、島根県松江市では、高齢化が進み、住民の移動手段が限定された高台の住宅団地における、高齢者の移動手段の確保を目的として、社会福祉法人が市と連携し、交通事業者との役割分担を行い、グリーンスローモビリティの有償運行を実施しております。

脱炭素化とともに、地域が抱える様々な地域課題の解決に資するグリスロの導入について、県としても注視してまいりたいと考えております。

原委員

説明資料1の1の3(1)にもありますが、2021年から2025年度は、集中期間、加速期間として2026年から2030年度、10年間を目標として、温室効果ガス排出量を50パーセント削減していくとのことでありますので、本県としては、水素バスが運行できるようになりました。それに鳴門公園内でグリーンスローモビリティの運行をリンクさせて、さらに、2025年と言えば、大阪・関西万博もございますし、外国人観光客に来ていただいたときに、本県が先進的な脱炭素に取り組んでいる県としてPRできます。また、高齢者に対しても、グリーンスローモビリティの自治会運営とかも考えていったら、誰一人取り残さない、すばらしい社会が構築できるのではないのかと、私は思っております。

是非とも、推進機関を設けて頑張ってくださいていますし、私もすごく興味のある部分なので、一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

重清委員

鳥獣保護管理事業計画等の素案について報告がありました。そこで、鳥獣の生息状況や捕獲の状況について伺いたいと思っております。

県はもとより、市町村や猟友会の皆様の御努力により、昨年度の捕獲数は過去最多となったとのことですが、住民の皆様からはサルやシカなどを見かけることが多く、野生鳥獣が減少していると感じられないとの話をよく聞きます。

また、私も今朝、県庁に来るまでに国道55号をサルが横切っているのを見掛けましたし、この日曜日も日和佐の国道の隣の田んぼで、20頭ぐらいが稲の残りとかを食べていました。結構、山から里へ下りてきていますので、住民の皆さんも減ったとは思っておりません。そこでお聞きいたしますが、シカ、イノシシ、サルの生息数は、どのように今変わってきているのか、まずお伺いします。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、シカ、イノシシ、サルの生育数の推移について御質問を頂きました。

シカ、イノシシにつきましては、^{ふんかい}糞塊調査や目撃情報を基に、階層ベイズ法という統計手法により、生育頭数を推計しております。

また、サルにつきましては基本実測でございます。聞き取り結果を加味いたしまして、群れの数を推計しているところでございます。

そこで、最新のデータでございます。再計算を行った結果、平成26年度の推定個体数は、シカ約6万3,000頭、イノシシ約1万7,000頭、サル約120から170群れでございました。

これは、直近の令和元年度の推定個体数といたしましては、シカ約6万8,500頭、イノシシ約1万4,600頭、サル約157から158群れとなっております。

この結果を比較いたしますと、シカは横ばいから微増傾向でございます。イノシシにつきましては、横ばいから減少傾向でございます。サルにつきましては、ほぼ横ばいという結果になっております。

重清委員

今は生息数が余り変わっていないということでしょうが、そうしたら、これまでどれぐらい捕獲してきたのか、数字を教えてくださいませんか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

どれぐらい捕獲してきたのかという御質問を頂きました。

まず、シカの捕獲数は、平成26年度に初めて1万頭を超え、平成27年から30年度までは1万3,000頭前後で推移してまいりました。令和元年度は、少し伸びまして1万4,000頭を超え、令和2年度は1万5,000頭を超えております。平成26年度から、令和2年度までの捕獲数の合計は、約9万2,700頭でございます。

イノシシにつきましては、年によって多少のばらつきがございますけれども、平成26年度から令和2年度の捕獲数につきましては、平成28年度の6,379頭が一番下で、それから最高が平成27年度の8,794頭となっております。直近の令和2年度は7,427頭を捕獲しております。この間の捕獲数の合計は、約5万4,000頭でございます。

続きまして、サルにつきましては、同じ時期で1,106頭、これは令和2年です。それから最高が平成26年度の1,774頭の捕獲となっております。この間の捕獲数の合計は、1万500頭でございます。

この結果、この3獣種の捕獲数の合計は、令和元年度は2万4,037頭、令和2年度は2万4,129頭と、2年連続で過去最多の更新となっております。平成26年から令和2年度まで、捕獲数の合計で言いますと約15万7,000頭となっております。

このように、市町村や猟友会など、関係者の皆様方には、最大限の捕獲の努力を頂いておりますが、推定個体数はおおむね横ばいの状況が続いているというのが、現状でございます。

重清委員

今、報告を受けた数だと結構捕獲しているのですが、これでも生息数が横ばいということですので、この原因というのはどこにあるのかな。3獣種合わせて年間2万4,000頭ですか。捕っても捕ってもまだ減らないということで、減っているのはイノシシですか。ほかは横ばいか微増ということは、もう少し捕らなければ減らない。自然増加のほうが増えてくると思うのですが、分かっている範囲で原因を教えてくださいませんか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今、横ばいの原因ということにつきまして御質問を頂きました。

平成26年度以降、シカは1万頭以上捕獲しておりますけれども、一方で出産や自然死を勘案しました自然増加も毎年1万頭を超えております。イノシシにつきましても、平成26年度以降、毎年約8,000頭前後を捕獲している一方で、7,000頭前後の自然増加がございま

す。

このように、捕獲につきましては、本当に最大限の努力をしているところではございますが、捕獲数と自然増加数が均衡している状態でございます。これが生育数の減少していない理由になっていると思われま。

重清委員

自然増加が増えているのかなという気もします。サルの群れを見たら子ザルが多いのですよ。結構、生まれている数が多いのかな。山のサルは年1回の出産、ところが里ザルは年2回出産するという話で、結構子ザルが増えているので、これは倍々に増えているような気がするのですよ。

ですから、もう少し捕らなければ減らないのではないのかなという状況で、里へ下りてきましたので、山奥と違って食べ物もありますので、そこらで安心して出産も多くなってきているのではという気もします。もう少し頑張ってもらいたいのですけれど、この自然増加率以上の更なる捕獲強化が必要ということで、今後、捕獲対策をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

今後の対策について御質問がありました。

捕獲対策の強化につきましては、本年6月に鳥獣被害防止特別措置法が改正になりました。これによりますと、都道府県や市町村の一層の連携強化や都道府県による広域的な捕獲活動、県や市町村の捕獲従事者への多様な人材の活用などが、新たに追加されております。このため、県におきましては、市町村などとの連携を一層強化いたしまして、広域的な捕獲に向けた連絡調整や生育状況調査などを進めていきたいと考えております。

具体的な対策といたしましては、集落における侵入防止柵の整備の支援であったり、企業や大学などの多様な人材を活用いたしました集落環境整備などの集落ぐるみの防護対策を進めてまいりたいと考えております。

また、高齢化が非常に問題となっておりますハンターにつきましては、これまでも取り組んでおります、とくしまハンティングスクールや狩猟経験の少ない狩猟者へのベテランハンターによる実践的な技術講習の実施により、若手ハンターの確保・育成を進めるとともに、県や市町村において退役自衛官や警察OBなどの即戦力となる新たな人材の活用を検討してまいりたいと考えています。

加えて、狩猟者の負担が大きい、設置したわなの日々の見回りにつきまして、わなが作動した際に自動で情報がメール送信される、IoT捕獲監視システムの導入を促進することによりまして、狩猟者の労力の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして、若手を中心とした狩猟者の確保・育成を進めるとともに、生息密度の高い地域や被害の大きな地域での集中的な捕獲を主体に、より被害の低減につながる効果的な捕獲を実施してまいりたいと思っております。

重清委員

これまでも、頑張ってもらって鳥獣の捕獲を進めていただいておりますが、当初の予測を上回る

ペースで増えた結果、生息数は減っていない状況のようですので、市町村などとの連携強化や、ハンターの確保・育成を進めていただき、これまで以上に捕獲を強化していただきたいと思えます。

また一方、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおりますので、防護柵の整備や地域住民の鳥獣対策の支援はもとより、自衛隊や警察OB、企業や大学等の外部の多様な人材の活用を進めていただきたいと思えます。

鳥獣被害が少ないと言いますが、私は今日も家の周りを少し歩いたのですけれど、外のほうは田んぼを全部柵で囲っています。そうしたら今は、田んぼはしていませんので、畑の準備です。そうしたらまた中で、自分の所だけ囲っているのです。全ての作物を作るのに、自分の所でまた、一つ一つ畑を囲っている状況ですので、これではどんどん作る人は減ります。鳥獣被害よりも減っていきますので、そこらももう少し勘案してもらって。ただ被害届が少ないので減ってきたということではないと思えます。今だったらブロッコリー、もうすぐニンジンとかオクラとかいろいろ作りますが、全部柵で囲まないといけいのですよ。電気柵を全て個人でやったりとか、いろいろしていますので、費用も掛かります。高齢者はそれだったらもう農業をしませんという状況になってきていますので、ここらの対策はしっかり市町村とも協力していただきたいし、もっと積極的に早くしてほしい。本当に被害は増えていますよ。決して現状維持とか横ばいではありません。夜に車で走ったら、シカとか幾らでも見えます。昼間はサルも見えます。今はこんな状況ですよ。それ以外に、キツネやアライグマやらがいっぱいいるのですよ。増えて増えてどうしたらいいのか。

ハンターも一緒ですよ。昭和53年が一番多くて6,000人ですよ。今はもう2,000人台で3分の1になったのですよ。高齢化も進んでいるし。面積は一緒でこれだけ減っています。

これは、早急にどうにかしてやっていただきたいと思えます。本当に県民の方々が、鳥獣被害の低減が実感できるように、しっかりと取り組んでいただきたいと強く要望して終わります。

森口農林水産部長

ただいま、重清委員から、鳥獣被害の実態について御説明いただきました。

実は私も先週、墓参りで旧上那賀町に帰っていきまして、その時に那賀町の集落を車で回ってみたりとか、あと海川から海部に抜けます霧越峠通ってまいりました。そして那賀町の、例えばオモトとかを作っている所は、委員がおっしゃったように、全部柵で囲っているのですよね。一つ一つの畑を囲っているような状態。それから海川から抜ける時に幾つものサルの群れに遭遇をいたしました。そういうことで、委員がおっしゃったように、この鳥獣被害対策をしっかりと取り組んでいく必要があると思えます。

そこは、我々もありとあらゆる手法を取れるように、またいろいろな知恵を絞りまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思えますので、引き続き御指導のほどよろしく願いいたします。

吉田委員

まず、気候変動対策について、今回県版のロードマップの案が出ているのですけれども、

昨日も常任委員会で質問をしたのですが、そもそもこのロードマップをなぜ作るのかというところを、もう一度確認したいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

今、国際社会ではIPCCの1.5度特別報告書ですとか、第6次報告が出ております。国の脱炭素社会実現に向けた取組も加速している状況です。そうした中、本県はこれまで気候変動対策、自然エネルギーの推進、水素社会の実現に向けた取組を積極的に推進してまいりました。こうした取組を更に加速いたしまして、2050年カーボンニュートラルの実現に極めて重要な2030年度目標の達成を確実なものとするため、脱炭素化を加速する重点施策を盛り込んだ徳島県版・脱炭素ロードマップを策定するものでございます。

吉田委員

このロードマップの案の2ページにも書いてありますが、パリ協定があって、1.5度特別報告書が出て、2度目標、1.5度目標の意味がここに書いてあります。

この中に、1.5度特別報告書の中で、気候変動の深刻な影響を回避するためには、1.5度を目指す必要があるということが決まって、この数字が決まったわけなのですけれども、この気候変動の深刻な影響を回避するという、深刻な影響とはどういうことですか。

杉山グリーン社会推進課長

例えばの話になりますが、気温上昇1.5度に抑える目標を達成できなかった場合というのが、1.5度報告書の中で言われております。

非常に身近な天気予報というところでは言いますと、このまま有効な対策をとらずに地球温暖化が進行いたしますと、2000年からの平均気温は、最大4.8度上昇すると予測されています。例えば、四国の夏ですと42度を超えるような状況になります。

ほかに深刻な影響として、海面上昇ですとか、台風、暴風の被害が発生する確率ですとか、それから温暖化によって極地の氷が解けたりということが挙げられていると思います。

吉田委員

ここにいる皆さんは御存じだと思うのですが、4.8度上昇になれば人類の存続も危ぶまれるし、2度上昇でも10億人が住む所を失うようになると専門家の予測で出ています。

この脱炭素の視点というのは、ロードマップの中にも各部局が入っているように、県庁挙げて、あらゆる政策に脱炭素の視点をもって、これから政策をやっていく必要があるということだと思っております。SDGsの17項目については、各施策が17のカラーでいつも政策に載っているように、脱炭素もできる限りやるというのではなくて、やらないといけないということだと思っております。

今朝、フリーの気象予報士さんのコラムを読んでいて、人工衛星から地球を見たら、もう明らかに気候変動の影響が出ていて出ていました。1961年にガガーリンが地球は青かったという言葉を残していますが、今の地球は、青かったではなくて、気候変動の

影響が人工衛星からもはっきり見える。それは春から始まったシベリアの火災です。人口密度の低いところなので、テレビの映像でシベリアの火災が映ることは少ないですけれども、もう春から冬の始めまでずっと至るところで火災が発生し、冬になっても人工衛星からは見えないけれども、地下の中で燃え続けているそうです。

また、夏には日本も被害を受けていますけれども、線状降水帯。この頃よく聞きますけれども、白い水蒸気の川、かなり大きな体積の水蒸気の塊が至る所に台風とともにやってくる。もう地球はそういう状況になってしまっているということで、世界中で若い人たちが、私たちの未来を奪わないでということデモをしています。

そういうことで県が率先して、この10年間で勝負ということ、それと1.5度という目標は、この10年で取り組まなければ、あとになって幾ら施策をやっても、もう取り返しが付かなくなると言われているから、今やっているのですね。

昨日の県土整備委員会の資料の中に、これからの公共施設ではゼロ・エネルギー・ビルディングに取り組むと書いてありました。着工が多分来年か、再来年になるであろう国府支援学校は、当然ゼロ・エネルギー・ビルディングでやるのですかという質問に対して、あやふやな答えで、できませんということも聞きましたし、教育委員会でも太陽光パネルを付けるのかどうかということさえ、できたら付けたいけれど、付けられるのか、付けられないのか分からないという答えだったと聞いて、この質問をしています。国府支援学校のことは今日ここでは聞きませんが、全庁挙げての脱炭素の視点というのを県庁全体が持つということが、今求められているのではないかなと思いました。

環境部局として全庁挙げてというために、どうしていくのかというのを今一度お聞きしたいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、委員から、脱炭素の取組姿勢について御質問を頂きました。

現在、提出しております県版の脱炭素ロードマップを年内に策定することといたしております。策定後は、このロードマップにのっとりまして全庁一丸となって、また、市町村、地元の企業、そういう所とも一体となってこのロードマップの推進を図ってまいりたいと考えております。

吉田委員

ロードマップを一丸となってやるということは分かっているのですが、横につながるということに対して、もう一步踏み込んで、具体的にどうするかということはないでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

このロードマップは、この4月に策定されました徳島県グリーン社会推進本部、この組織の下で策定しているところでございます。

これは知事をトップとした横連携の組織でございまして、これを推進エンジンとしてしっかりとロードマップの具現化を図ってまいりたいと考えております。

吉田委員

そうお聞きしていたので期待していたところ、昨日の委員会で各部局に浸透していないなというのを感じたので質問いたしました。

本当に、これは子供たちのためにもう少し気合を入れてやってほしいと思います。要望しておきます。

それから、1点お聞きします。34ページに、エシカル農業の推進というのが入っているのですけれど、エシカル農業の拡大ということで載っております。これの取組について、もう少し詳しく具体的なことがありましたら御説明をお願いします。

林次世代農業室長

ただいま、エシカル農業の具体的な内容ということで、御質問いただいたところでございます。

まず、エシカル農業についてでございますが、化学肥料や化学合成農薬を使用しない有機農業、化学肥料や農薬を5割以上削減する特別栽培、そして2割以上削減するエコファーマー、更に効率的で適正な生産工程を行うGAPの実践など、環境に配慮した持続性の高い生産方式で栽培している農業を、エシカル農業として一体的に位置付け、推進しているところでございます。

それで、委員お話しの具体的な取組というところですが、まず、この34ページに記載させていただいておりますとおり、今後のエシカル農産物の生産拡大に向けまして、行動計画でありますとか、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画、その目標値と連動いたしまして、2021年度1,915ヘクタール、そして、2030年度2,500ヘクタールというところで推進を行うこととしております。

こうした目標を達成するために、引き続きではございますが、生産面におきましては、営農相談、特に有機農業も志向される生産者等に対しまして、営農相談でありますとか土壌分析などの技術的な指導でありますとか、天敵を利用した病虫害防御技術の普及。そして、消費・販売面におきましては、オーガニックエコフェスタなどの消費者へのPRイベントでありますとか、市町村そして教育委員会とも連携いたしまして、食育と一体となった学校給食への活動、そうした生産から消費と様々な取組につきまして、エシカル農業の中でしっかりと推進していきたいと考えているところでございます。

吉田委員

ロードマップができていますけれども、これまでの取組の焼き直しという感じがすごくするのです。少し難しいところはあると思うのですが、今お答えいただいた、学校給食への有機農産物の導入を突破口に有機農産物を広げてほしいという質問を前にしたことがあります。それについて、モデル的に学校給食の協議会を作ったり、そういうのをやってほしいなと思います。

来年の農林水産省の概算要求の中にそういう項目が入っていて、決定はされていないのですが、農林水産部の担当課におきましては、そういう情報に注視していただいて、是非これを取りに行き、どこかの地区でモデル的に始めて、有機農業拡大の突破口にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

林次世代農業室長

ただいま、吉田委員より、有機農業を進めるに当たっての国の概算要求の内容に基づく推進ということで、御質問いただいたところでございます。

有機農産物の学校給食への支援につきましては、令和4年度当初予算の概算要求、一部前倒しで令和3年度補正予算ということもございますが、そうした中でみどりの食料システム戦略推進交付金有機農業産地づくり推進事業として示されているところでございます。

本事業のメニューにつきましては、事業イメージとしまして、市町村主導で生産から消費まで一貫した取組を推進することとしており、更なる詳細な内容につきましては、現在国のほうで制度設計をされている状況でございます。

そうした中で確定的な情報がまだまだ乏しいような状況ではございますが、県ではアンテナを高く掲げまして、情報収集に努めるとともに、事業活用可能なメニューについて、しっかり対応できるよう市町村教育委員会、JA等々、緊密に情報共有、事業推進が図れるようしっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。

吉田委員

2030年の徳島県の温室効果ガス排出量の削減目標は、2013年度比50パーセントですね。それを達成するのは、これまでの政策をより一層推進というレベルでなくて、本当は国がどんどん予算を付けることが大前提ではあるのですけれども、県としてもできるだけ根本的なところから転換していかないと、2030年度50パーセント減というのは達成できないのではないかなと思います。その意味でも針の穴を通すような気持ちで頑張りたいと思います。

50パーセント減というのを申しましたが、2013年度というのは日本で一番排出量が多かった年だそうです。世界の国々が基準にしている年は2013年ではなくて2009年だったりするのですけれども、世界の目標で1.5度にするためには、2013年を基準年とするならば、62パーセント削減しなければならないようなのです。そういう意味でもより一層の政策の脱炭素化をお願いしたいと思います。

あと1点お聞きしたいのですけれども、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言についてお聞きします。

宣言を行う個人や企業を県のホームページで募集して、参加者や参加企業が増えていると思うのですけれども、現状御報告をお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言の宣言数について御質問を頂きました。

プラスチックの持続可能な利用と海洋プラスチックごみの削減に向け、県民総ぐるみの運動を展開していくため、令和2年10月に徳島県民会議や徳島県消費者協会など、関係する4団体と意思を一つにしましたプラごみゼロ宣言を行ったところでございます。

今年10月末現在の数字ですが、通算で130の事業所団体、それから2,698人の個人の方に

宣言を頂いているところでございます。

吉田委員

プラスチックを減らす意味として、環境ホルモンであるとか、マイクロプラスチックとか、ナノプラスチックがすごく人体や地球環境に影響を与えたり、魚とプラスチックの量が30年後は海の中で同じぐらいになるという話がありますし、これも早急に取り組まなければならない中で、県としてできることをやっていたいのですけれども、この「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言の項目の中にプラスチック代替品への切替えとか、代替品の開発をしているという項目があります。これは良いことだなと思うのですが、この宣言に企業さんも多く参加されていらっしゃるけれども、企業さんの中でこの代替品の切替えとか、代替品の開発に関して、内容の分析とかをされていますか。内容の分析まではまだされていないのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

個々の企業の内容までに立ち入って分析はできていないのですけれども、数字といたしまして、130企業のうち、プラスチック代替素材の開発を挙げておられるのは6企業、プラスチック代替素材を活用した製品開発が8企業、あとプラスチック代替製品の積極的な利用は66企業となっております。

吉田委員

こういう所をもっともっと広めていくためには、このスマート宣言自体の認知度もまだまだとは思っているのですけれども、その中でも良い取組をしていらっしゃる企業の聞き取りをして、OUR徳島とかで紹介するとか、PRしたらいいのではないかと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

このプラごみゼロ宣言をしていただいた効果といたしまして、県のホームページで、賛同いただいた企業を公開いたしておりますので、当該企業・団体の地域貢献だけでなく、賛同資料一覧を見た県民の方、事業者の方の意識啓発にもつながると思います。

また、意識啓発が促進されることによりまして、プラごみ削減の賛同の輪が更に広がって、更なる気運醸成が図られると考えております。

こういったプラごみの対応に特化した懸賞とございますか、表彰制度というのはないのですけれども、徳島県民会議でこのプラごみの処理も含めた環境美化ですとか、そういう対策を講じている方々を表彰させていただくようにしております。

吉田委員

個人でできる努力ももちろん大事なのですが、企業さんがやることで効果はすごく倍増、倍々増すると思いますので、ホームページ以外の公開もしていただけたらもっと広がるのではないかなと思います。

もう出てしまったプラスチックごみの3Rも大事なのですが、まず、製品を使わ

ないということで、温室効果ガス排出量が少なくなるという効果により力を入れて今後も取り組んでいただけたらと思います。要望しておきます。

黒崎委員

まず、徳島県版のロードマップが出来上がってきたということでございまして、大変御苦労様でございました。

今からは、このロードマップに基づいて各部局が行動計画を作っていくというふうに思っていたらいいのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

基本的にはロードマップにのっかって各部局が推進していくということになります。

黒崎委員

行動計画を各部局がお作りになるということでございます。

ただ、2030年という中間と2050年というのは決められておりますので、2030年まではもう年が明けたらあと8年しかないということでありまして、何となく急がなければいけないという焦りのような気持ちも同時に湧いてくるのですが、この行動計画自体は各部局がやっていかれる。

これは期日を決めるのでしょうか。いつまでに行動計画を作るということになりますか。

杉山グリーン社会推進課長

各部局での行動計画は予定はしていないところでございます。

黒崎委員

予定はしていないということ、ということは今吉田委員がおっしゃったように、ふだんの施策の中に入れ込んで前に進めていくというイメージでよろしいでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ロードマップで決めた分については、そのロードマップにのっかって…

黒崎委員

途中ですみません。ロードマップに決めたことをそれに基づいて各部局が、ふだん我々と委員会でやり取りしている、こういう政策の中に盛り込んでいくということによろしいのですか、という問い掛けなのですが。

杉山グリーン社会推進課長

ロードマップのベースとなっております自然エネルギー立県とくしま推進戦略ですとか、気候変動対策の緩和編とかの計画がございまして。

そちらの計画案もこれまでどおり、いろいろ事業が記載されております。それは、どんどんこれまでどおり推進していただくと、このロードマップはその中から重点施策を更に

上乘せで策定しまして、そういった取組を加速していくという趣旨で作っているところでございます。

黒崎委員

今、杉山課長から、このロードマップは重点施策として各部局に取り組んでいただきたい、そういうことでよかったのですね。

となれば、各部局の皆さん方に、こうだというふうに示されたわけでございますから、これからの質問については各部局に、どんな形でこの脱炭素のロードマップを取り込んでいるのかと、各政策がどのように結び付いてくるのかという位置付けで、我々も聞かなければいけないということですね。

ちなみに、農林水産部に聞きますが、農業も環境とは密接に関わり合いのある部局ですので、そういったことをこのロードマップで重点的にやると、重点項目として取り上げていくということでございますので、そういった形で、まずは2030年に向けて脱炭素50パーセントを目標にいくのだということによろしいですかね。そういう覚悟でやっていただけるということで、よろしいですか。

宮崎農林水産政策課政策調査幹

ただいま、ロードマップ農林水産関係について御質問いただきました。

まずは、ロードマップの中にもエシカル農産物の生産拡大とか、それから大元であります森林吸収源対策、こういったところもうたわせていただいております。

こちらは引き続きどんどん進めさせていただこうと思っておりますし、国のほうでも新たな、みどりの食料システム戦略ということで打ち出されておりますので、今後農林水産分野におきましても、新たな技術開発、そういったものが2030年に向けてどんどん出てくると思います。そういったところもアンテナを高くキャッチしまして、県内の農林水産業に普及できるように取り組みたいと思っております。

黒崎委員

県が頑張ろうと思っても国のほうがということもあると思います。国も恐らく今、この目標に向かって、いろいろな施策を考えている最中だと思うのです。ですから、今何ができるのだという話をしてもなかなかはっきりしたことが言えないみたいなのところもあると思うので、当分の間はこういった感覚で、どうもしっくりしないなというふうな関係で質問をやっていかないといけないのかなと思ったりもします。

ただ、我々が委員会の中でこういう発言があった、こんな提案があったということについては、是非とも、各部局が拾い上げて、それを知事さんに政策提言で国にしっかり上げていただくことをやっていただきたい。これをやっていただかなかつたら、徳島県の環境の対策というのはなかなか前に進んでいかないと思うので、しっかりやっていただきたいと思います。

これはやはり環境部局と各現場を持っている部局との連携が大変重要でありますので、そのあたりのことは、ある種の覚悟を決めて前に進めていかなければ、2030年に50パーセント削減するのはなかなか難しいことだと思います。是非ともそのあたりの覚悟を、我々

にも見せていただきたいと思います。これは要望をしておきます。

この間、一週間ほど前ですか、吉田委員と一緒に四国電力株式会社に、これからのエネルギー施策をどうするのですかと、電力屋さんに施策をどうするのかと聞きに行くのもおかしなことですけど、行ってきました。

丁寧に御答弁を頂いて、原発に関しては、最近の国民の声もあるので、将来的には原発を継続していくのはなかなか難しいだろうというようなお話もされておりましたが、当分の間は、原発も使いながら化石燃料を使うことを押さえていきたいというお話でした。

橘の火力発電所は、夏に聞いた時は、あそこはもう稼働しないというお話もされておりましたが、どうも今は混焼ということも出てきておまして、混焼して脱炭素を目指すのだと。混焼ですから最終的には幾らか出るのですけれど、そういった新たなこともおっしゃっていました。とにかく、四国電力株式会社も大きな民間企業でございますが、大変苦しみながらこれからのエネルギー対策を前に進めていくこととされております。

県も、地産水素のグリーン化をこのロードマップの中でも打ち出しをされております。再生可能エネルギー由来の電力によるグリーン化の検討推進というのをうたわれておりますが、これも大変重要なことだと思います。このことについては、いろいろな試行錯誤も今からしていかなければいけないのだろうなと思います。この試行錯誤をする中で、県がこれだというのを民間の皆さん方を巻き込んで一緒に前に進めていくことになるのだろうと思っはいますが、再生可能エネルギー由来のエネルギーのグリーン化の検討推進について、最近の動向があればお尋ねをしたいのですが。

杉山グリーン社会推進課長

再生可能エネルギー由来の水素、グリーン水素と言われておりますが、これについては基本的には水を電気分解して発生させると、その電気を化石燃料由来ではなく自然エネルギー由来のものとするという方向で進んでおります。世界的にもまだまだコストが高いところがございます、その電解装置の効率化とか、そもそも自然エネルギーで発生した電力はそのまま使うのが一番効率がいいわけがございます。それを一旦、電気分解して水素に変えてというところで、かなりエネルギーの効率が落ちてきますので、基本的には余剰、自然エネルギーがどんどん潤沢にできて、需要量以上になったときに、水の電気分解による水素を作るということで、本領発揮するのかなというところがございます。

グリーンではないのですけれども、化石燃料を改質して水素を出す際に出るCO₂をキャッチして閉じ込めるという手法も、今、国のほうで研究されております。これは、ブルー水素と言われております。

黒崎委員

是非ともそのあたりの技術革新に関することは、しっかりと情報を集めてやっていただきたいと思いますので、これも要望をしておきます。

それと、徳島県もこうやってロードマップを作って前に進めようということがございますが、他県の動向がどうなのかと、他県が一体どんなことを考えているのか、あるいは他県の情報というものを積極的に集めていただきたいと思いますというものもあるのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

本県は、自然エネルギー協議会の会長県ということで、他県の先進的な取組というの情報収集しております。

例えば、群馬県とか神奈川県ではP P A事業者登録制度が実施されております。P P A事業者登録制度と申しますのは、P P Aをはじめ、初期費用0円で太陽光発電設備を設置する事業者の登録制度です。これを作ってホームページ等で公開し、事業そのものに安心感を与えまして、一般県民の皆様にごんごんこのP P A事業を活用していただくという趣旨でやっています。本県も、県版のロードマップにP P A事業者登録制度を盛り込んでおまして、先進県の事例を参考に、来年度から制度の運用を開始したいと考えております。

また、北海道とか神奈川県では、太陽光発電の共同購入というのが実施されております。共同購入は、太陽光パネルとか蓄電池の購入希望者を募りまして、一括で発注することでスケールメリットを生かして、通常より安く購入できるというビジネスモデルでございます。これも県版ロードマップに盛り込んで、来年度から実施したいと考えております。

このほかの大企業におきましては、R E 100ですとかS B Tといった取組が広がっております。こうした中、脱炭素の取組を県内の中小企業を含む事業者全体に広げていく必要がございます。その点、例えば香川県では、地球温暖化対策の取組への意識醸成を図るための事業者向けのセミナーですとか、福岡県ではエネルギー地産地消モデルの構築に向けた県内における先進事例や、市町村の検討事例を紹介するセミナーも開催しております。

本県でも来年1月、地域経済循環を目指す環境とビジネスセミナー、それから脱炭素のこれからの議論するフォーラムであります、環境、社会、企業統治(E S G)による地域支援、こういったセミナーやフォーラムを開催する予定であります。

県民の方、市町村の方、それから事業者の方々とともに、脱炭素社会の実現に向けた行動を主体的に起こす機運を醸成して、一丸となってグリーン社会徳島の実現を目指してまいりたいと考えております。

黒崎委員

いろいろな事例を御紹介いただきました。目指す目標は、もう他県も徳島県も一緒でございますので、とにかく良いと思うことはどんどんまねしていけばいいと思います。そういう意味でも、情報をどんどん集めて、これはいけると思ったらまねも何もないのです。良いことはしたらいいと思いますので、是非ともそのあたりまで貪欲に前に進めていただきたいと思います。

ただ、徳島県の状態に合う形で、制度設計をして考えていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

谷本危機管理環境部長

黒崎委員から、今回この脱炭素ロードマップを作ったのだけれどどうやって進行管理していくのかという御意見を頂いております。

今回、計画案を作らせていただいて、実行されるか進行管理していくことが今後、非常に重要であると思っております。

この資料1-1の最後で、アンダーラインを引かせていただいている部分があるのですが、各分野で、国とか企業を挙げてこの技術革新が進展していったり、制度改正とかが今後、見込まれますので、そのあたり最新情報も入れながら、当部がこの進行管理を、グリップしていきたいと思っております。

また、自然エネルギー協議会会長県としても、国に対していろいろ制度設計を見直してほしいということも力強く、今後とも引き続き言ってまいりたいと思っておりますので、また御支援のほどよろしく申し上げます。

寺井委員長

午餐のため委員会を休憩いたします。(12時00分)

寺井委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

元木委員

まず、何点かお伺いさせていただきたいと思いますが、環境に優しい河川整備についてお伺いします。6月議会に引き続いての質問となります。

私、地元で住民の一人として、河川環境美化活動にも参加しておりまして、河川環境美化に日頃より熱心に取り組んでいただいております方々の活動には、頭が下がる思いでございます。

県内ではNPO団体はじめ住民団体がボランティアでゴミ拾いをしていると思いますが、まず県下で河川環境美化に取り組んでおられる団体数について教えていただきたいと思っております。

坂本河川整備課長

ただいま、元木委員より、県管理河川におけます環境美化についての御質問を頂いております。

本県におきましては、自分たちの川は自分たちできれいにするという目的で、河川の清掃美化活動を行っていただいておりますボランティア団体の方々に対しまして、積極的に支援するために、平成13年度より徳島県土木施設アドプト支援事業を創設いたしまして、そのメニューの中の徳島県OURリバーアドプト事業によりまして、良好な河川の維持管理を進めているところでございます。

昨年度の実績になりますが、新型コロナウイルス感染症予防のため人が集まりにくい状況でございましたが、64団体、延べ3,571名の方々に参加いただいている状況でございます。

元木委員

人知れず行動しておられる団体や個人に対して光を当てるということは、サステナブル、そして人口減少、高齢化が進む地域においても、未来にわたって、持続可能な河川環境美化を実現するために有効であると感じております。

これらの個人や団体などへの表彰制度について詳細を教えてくださいと思います。

坂本河川整備課長

表彰制度についての御質問を頂いております。

本県におきましては、平成29年4月に徳島県治水及び利水等流域における水管理条例を施行しておりまして、流域における水管理の推進に関し、功績の顕著な団体や個人を表彰するとしており、水循環及び環境部門におきましてこれまで6団体について表彰をさせていただいています。

また、公益社団法人日本河川協会におきましては、毎年、河川に対して功績のあった方々に対しまして、河川功労者として表彰させていただいております。

この表彰の規定には、河川の自然保護、環境学習、河川愛護等の活動に功績があった場合とされておりまして、多年にわたり河川清掃、除草また植栽や水質浄化などの河川愛護活動を実施している団体の方々を県が推薦しているという状況でございます。

今後とも、河川愛護活動を実施しておられる団体、また個人につきましては、今までの功績をたたえまして、徳島県表彰や河川功労者表彰が受賞できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

最近、私もこの「Ourよしのがわ」という国の機関が発行している広報誌なども、よく読ませていただいているのですが、この中でこういった活発に活動しておられるNPO団体等が紹介されています。このような河川美化の取組を広報誌などでも積極的に広報を行ってはどうかと考えますが、こういった取組を行っているのか、教えてくださいと思います。

坂本河川整備課長

環境美化に関する広報についての御質問でございます。

河川に限らずごみの不法投棄につきましては、大きな社会問題となっておりますが、ボランティアの方々によりまして、河川清掃を実施していただけることについては、河川管理者といたしましても非常に有り難いことだと考えております。

リバーアドプト事業を行っていただいております活動団体名につきましては、県のホームページに掲載するなどしておりまして、参加意欲の向上を図るとともに、広く周知をしているところでございます。今後につきましては、関係機関の方々と連携いたしまして、イベントなど機会を通じまして、環境美化の取組について更に周知をしてまいりたいと考えております。

また、ごみ等の不法投棄につきましては、個人の方々のモラルの問題ということもございますし、啓発を継続するとともに、今後ともボランティアの方々のお力もお借りしながら、不法投棄を行い難い環境づくりにも力を入れていきたいと考えております。

元木委員

河川環境というのは、次世代を担う子供たちにとっても重要な課題と認識しております。

なぜなら、この河川の環境というのは、将来の子供たちが大人になったときにそのまま残っているものでありまして、子供たちが最も影響を受ける部分もあるのではないかなと感じております。

そういう中で、県管理河川をフィールドワークの場として環境学習に取り組んでいる学校ですとか、地域の現状についても併せて教えていただけたらと思います。

坂本河川整備課長

環境学習についての御質問を頂いております。

河川における環境学習や自然体験活動などの様々な取組につきましましては、川を身近なものとして、川への興味や河川環境の保全についての認識を深めていただいて、環境に高い関心を持つ人を育てていくために非常に重要であると考えております。

これらの活動を広げていくために、平成22年度から地域住民の方々などを対象に、川での環境学習や自然体験活動などの取組を積極的に推進しております。特に、小学校を対象に総合的な学習の時間などを利用した、川での環境教育を実施しているところがございます。これも昨年度の実績になりますが、19校で実施をさせていただいております。

元木委員

是非、子供たちが主体的に学ぶ場というのをもっと創出していただきたいと思う次第でございます。

続きまして、築堤が私の地元でもどんどん進んでいるわけですが、その際に不要になった河川の竹林を主体的に伐採をして、伐採した竹を有効に活用するなどして、河川整備に貢献している住民団体からは、竹チップパーの使用について県からもっと支援をしていただきたいという声もございます。

このチップパーについては、海部川で導入しているとお伺いしておりますが、運用状況等について教えていただきたいと思っております。併せてチップパーの価格や能力、重量等についても、お知らせいただけたらと思います。

坂本河川整備課長

竹チップパーについての御質問を頂いております。

現在、委員がお話のとおり海部川で実施をさせていただいております。チップパー自体は、県が旧の海部詰所で保管と管理をしております。樹木伐採工事の際に業者に貸出しをしています。工事で発生した竹をパウダー化いたしまして、JA海部に搬出しているという状況でございます。

利用目的といたしましては、農作物の成長促進のために竹パウダーを田畑の土に混ぜ込んだりして、土壌改良材として普及を頂いている状況でございます。

チップパーの概要につきましましては、処理能力といたしましては、現在、導入されているものが1時間当たり2.8立方メートル、金額については約170万円、これはカタログ価格ですけれども、そういう状況でございます。

元木委員

是非、このチッパーの導入についても前向きに進めていただきまして、それぞれの地域の特性ですとか、あるいは地元で活動しておられる方々の御意見をしっかりと把握していただいて効果的な導入を進めていただきますようお願い申し上げます。

吉野川水系をはじめとして、この流域に多くの県管理の河川を有する本県にとりまして、将来にわたって、コストを抑えながら効果的な取組による河川環境の維持やこれを担う人材の育成は大変重要な課題であると思えます。

また、河川環境に関しましては、様々な魚類が生息してたくさん泳いでいる、夏にはホタルが生息しているような小川を取り戻してほしいといった御意見や、最近のコロナ禍を背景として、河川敷でキャンプやバーベキュー等のアウトドア活動のできる場を造ってほしいといった意見等もございます。

こういった多種多様な魚や植物が存在し、人も活動することができる場の創出など、個々の住民や専門家からのいろいろなニーズを把握し、それに応えていく努力や関係機関との協力や働き掛けも求められると思えます。これからも、長期的な視点でしっかりと河川環境美化に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、新次元の消費者政策の展開について、私からも少しお伺いします。

知事所信ではとくしま国際消費者フォーラム2021及び関連イベント開催の報告がございまして、消費者市民社会の在り方に関する見解が示されたと同っております。

また、国際連携ネットワーク会議では、若者参加や未来志向の提言を頂いたとのことです。これからも、先進的な消費者政策の価値を国内外に発信して、消費者政策の国際拠点化を加速するというところでございました。

また、このお示しいただいた消費者基本計画案においても、このKPIとしてLINEの登録者数やオンラインを含めた国際会議等への参加者数が挙げられております。

まず、県として現状において県民が抱えている消費に関する主要課題をどのように認識をしておられるのか、お伺いします。

熊尾消費者政策課長

ただいま、徳島県が抱える消費者問題についての御質問を頂いたところでございます。

消費者行政の喫緊の課題といたしましては、まずは、来年4月から成年年齢の引下げが行われるということでございまして、この対応、また今回の新たな基本計画にも書いてございますけれども、急速なデジタル化への対応、これが挙げられると考えているところでございます。

成人になりたての若者は、大体20歳から22歳でございますけれども、この若者の消費者相談件数につきましては、未成年、18歳、19歳の相談件数と比べて2倍程度あるというところでございます。

このことから、成年年齢の引下げに向けては、これまで消費者庁作成の「社会への扉」を活用した授業の実施をはじめとしまして、様々な若者向けの消費者教育に戦略的に取り組んできたところでございます。

いよいよ、来年の4月1日まで残り4か月を切ったところでございますので、戦略本部をはじめ関係機関と連携を密にしまして、更なる取組を行っていきたいと考えているところでございます。

また、社会の急速なデジタル化につきましては、オンラインを介した消費活動また産業活動が大きく進展をしているところでございます。この中で、悪質商法でありますとか特殊詐欺等が、巧妙化の一途をたどっている状況にございます。こうした悪質商法や詐欺のような消費者トラブルに対しまして、我々消費者行政の果たす役割というのは、非常に重要になっていると考えてございます。

そのため、今回の新たな消費者基本計画におきましても、施策の柱の一つに消費者被害の防止を掲げさせていただいたところでございまして、県内のどこに住んでいても、質の高い消費生活相談を受けられるよう、消費生活相談体制の充実強化に取り組んでまいりたいと考えています。

さらに、消費者被害の未然防止に向けましては、GIGAスクール構想を活用した学校における消費者教育をはじめ、高齢者や障がい者等を地域で見守る見守りネットワークの活用など、デジタル時代に即した全世代への消費者教育によりまして、幼児期から高齢期までの各ライフステージや消費者の特性に応じた体系的な消費者教育の推進を図ってまいりたいと考えています。

元木委員

デジタル化への対応ですとか、あるいは、一人暮らしの高齢者の方への対応、そしてまた、詐欺といった消費者被害の軽減、こういった観点があるかといった御答弁だったかと思えます。

県の消費者政策が目指すべきは、やはり県民の方々が多様な選択肢の中で主体的に安心して消費ができることであると思えます。資料でも、高齢者の方がデジタルが苦手なのもっとデジタルを使いやすいように啓発するような趣旨の掲載もございましたけれども、仮にデジタルに対応しなくても、通常どおりの消費も可能であるといったことも大事なのではないかなと思えます。

県が、進めておられる様々な事業を通じて、これからも県民の方々が、消費者市民社会の中で多様に活動できるような場づくりを行っていただきたいと思えます。

そしてまた、この国際拠点化ということがよく言われますけれども、具体的にどういった施策を実施していくのか、そしてまた消費者政策の国際拠点化による県民のメリットということと併せて教えていただけたらと思えます。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

元木委員から、消費者行政の国際化についての具体的な施策と、県民にどのようなメリットがあるのかということについて、御質問を頂きました。

消費者政策の国際化といたしまして、本年10月26日にとくしま国際消費者フォーラム2021を開催させていただいたところでございます。持続可能な社会の実現に向けた消費者の新たな課題と解決への道筋をテーマに、今年度はオンラインとリアルを組み合わせハイブリッドの方式により開催をいたしました。

フォーラムの当日ですが、欧米等のエシカル消費のトップリーダーの方や、ASEAN諸国の政府関係者、大学関係者をはじめとする国内外の有識者により、欧米等のデジタル社会への対応事例でありますとか、デジタル社会における消費者教育の重要性など、本県

の消費者政策とも関連が非常に深い、県民の方々にも関心の高いと思われる、今日的なテーマについて熱心な議論が行われました。

また、本年度は、県内の大学と海外の大学とのオンラインによる国際交流事業等を進めております。

これらの取組を通じまして、本県の知名度の向上に加えまして、新しい人的なネットワークの構築や、情報の集積を行うことにより、本県の消費者行政や消費者教育の更なる底上げと、徳島県で開催されるということで、県民の意識の向上や機運の醸成、また将来的に本県の取組について知った方から視察に来てみたいというようなことになれば、人の交流にもつながると考えております。

今後とも、情報発信、国際連携の構築を推進いたしまして、世界から寄せられる意見を本県の施策に反映することで、県民の皆様へ安全安心を実感していただける、消費者政策の浸透を図ってまいりたいと考えております。

元木委員

この度の県の事業で、徳島県消費者情報センターの取組について、明るく開放感のある雰囲気創出による、本県消費者行政の玄関口を目指すとともに、消費者被害防止に向けて、啓発情報発信機能の充実を図っておられるということで、この度LINEを活用した消費生活相談も開始するというございます。

このLINEを活用した取組等を通じて、今後、県民の安全安心な消費生活の実現に向けて消費者情報センターが、一層有効かつタイムリーに機能して親しみを持って利用されるよう、創意工夫を凝らすということも伺っております。

このLINEというのは、私も日頃、使っておりますけれども、いつでも誰でもどこからでも、手軽に情報のやり取りができるというメリットがある反面、発信者についての情報が得られにくく、センターの職員の方々の負担も増える面もあるのではないかなということも危惧しております。そして、センシティブな情報のやり取りに関しては、やはりフェイストゥフェイスのコミュニケーションのほうが有効な場合もあると思います。一定の予算の枠内で、デジタルとアナログをうまく組み合わせ、効果的な取組を進めていく必要がございます。

この消費生活相談の現状とともに、LINEを活用することによって、こういった効果が見込まれるのか、この必要経費と併せて教えていただけたらと思います。

熊尾消費者政策課長

ただいま、元木委員から、LINEの相談についての御質問を頂いたところでございます。

まず、相談の件数ですけれども、若者につきましては、30歳未満ということで区切らせていただきますと、昨年度の相談は大体全体の12パーセント程度、件数で言いますと326件を占めている状況でございます。

また委員もおっしゃいましたように最近の若者、コミュニケーションツールを使っていますが、電話を掛けるという習慣が余りないのかも知れませんが、電話による相談が少し少ないというところでございますので、この度LINEというツールを活用して、

悩んだときにはすぐに相談をいただけるような体制を構えたところでございます。

経費につきましては、今年度、新しいセンターのオープンに併せまして、11月27日からLINE相談を開始したところでございます。今年度は、初期費用も含めまして500万円程度計上しているところでございます。

来年度以降は初期経費が必要なくなるのですけれども、公式アカウント等の費用というのが同額程度掛かってくるのかなと見込んでおります。

元木委員

グローバルサプライチェーンの変化とともに、県民の消費行動というのも広がりを見せていると感じております。県内の消費者の動きをしっかりと見極めていただきながら、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、柔軟でメリハリの利いた対応をお願い申し上げます。

続きまして、先ほども少しありましたけれども、鳥獣被害対策について、私からは狩猟者の育成をお伺いをさせていただきたいと思っております。

この「未知への挑戦」とくしま行動計画の評価結果では、ターゲットごとの意見の中で、鳥獣被害について目標が達成されたというような記載がございます。しかしながら、先ほども話がございましたけれども、実際の現場では、至る所で農産物が被害を受けておりました、もう作る気がなくなっていくという農家の声も伺っております。これは、全国的な問題で難しい面もございますけれども、引き続き被害対策を一層推進してもらいたいという声も頂いております。現場では、市町村の担当の方々が、様々な具体的な箇所対策を進めておられて苦労しているという声も聞いておりますし、猟友会の方々の負担軽減に向けた取組も進めてほしいといった声もございます。

このような中、まず、県が設定している目標値の考え方と鳥獣被害対策に関する国の役割というところについて、教えていただけたらと思っております。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、くしま行動計画における目標設定の仕方と国の役割について質問いただきました。

まず、目標設定の根拠でございますけれども、基準年を決めておりました、例えば、剣山山系のニホンジカの年間捕獲数でしたら、基準年となる平成29年度につきまして、捕獲数の実数を基に、令和元年度の目標数を設定しているところでございます。平成29年度でしたら14頭ですので、どれぐらい努力したら獲れるのかを勘案しまして、倍増となる30頭をうったの数字といたしまして、以降は約20頭ずつ増やしていく目標を設定しているところでございます。

続きまして、国の役割ですが、これも例えばでございますが、剣山山系におきましては国有林がありましたり、国設の鳥獣保護区がありますので、連携して捕獲しているところでして、直近の値では全部で200頭を超える捕獲を、県と連携しながらしっかりとやっております。

元木委員

次に、猟友会会員の年齢構成等についてでございます。会員の平均年齢が70歳ぐらいになっておりまして、将来の高齢化を見据えた担い手対策が急務であると感じている次第でございます。ちょうど、この委員会の資料にも記載されておりますように、年齢別の狩猟免許交付状況が、平成11年度には60歳以上の狩猟者が約4割だったのに対して、令和2年度には約6割を超えており高齢化が顕著となっております。

そして令和2年度の狩猟登録者数の年齢構成を見ますと、30歳台以下の割合は狩猟免許交付数の割合よりも低くて、狩猟免許所持者であっても狩猟登録をしないという方が多いということが分かるところでございます。詳細は割愛しますが、この若年者の少なさとともに、狩猟免許を持っているけれども狩猟登録をしない、いわゆるペーパーハンターという方が、県内でも千人ぐらいいらっしゃるといことで、この対策が急務ではないかと感じております。

県ではこのペーパーハンターの対策にどういった取組を進めておられるのか、お伺いをさせていただきます。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ペーパーハンター対策についての御質問でございます。

ペーパーハンター対策という前に、まずはこの狩猟に対して、免許を取られていない方も含めて、とくしまハンティングスクールというのを実施しておりまして、これは40歳以下の若い方で免許を取られていない方に対して、育成と確保を目的に講座を開いております。こういった取組につきましては、しっかりと研修をして、ハンティングの面白さとか、そこらを十分に分かっていただきたいと思いますと思っております。

それと、ペーパーハンターの掘り起こしでございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、例えば令和2年度の狩猟免許交付者が3,143人に対しまして、狩猟者登録を実際に受けられる人は令和2年度に2,280人でございます。この差が約千人、パーセンテージでいいますと、ペーパーハンター、免許はあるのだけれども狩猟登録せずに持っているだけという方が30パーセントぐらいいらっしゃいます。

この30パーセントの掘り起こしを、実際に狩りに向かわせるという非常に大きな課題といたしますか、これをいかに多くするか。午前中の答弁でも言いましたように、捕獲数と自然増の数がほぼ一緒で平衡状態になっておりますので、これを逆に捕獲数が増えてくるようにするには、ここの30パーセントをできるだけ現場に向かわせるというのは非常に大事なことだと思っております。

それにつきましては、いろいろな研修もありますので、例えばベテランハンターとの交流会とか、そういった研修を通じて、ハンティングへの興味を持っていただくということをもって、できるだけ多くの方に参加していただいて、ハンターの数を増やしていきたいと思っております。

元木委員

若い方のハンティングへの興味を促す取組を進めていただくという御答弁でした。

県や市町村や国も熱心に取り組んでいただいているのはよく理解できますけれども、やはり何といても、山に入って狩猟を実際に行っていただく方々を育成するというのが一番

大事なことではないかなと思う次第でございます。是非若い方々が、狩猟に関心を持って取り組んでいただけるよう、この魅力等をしっかりとお伝えいただき育成に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、グリーン社会の実現についても、何点かお伺いをさせていただきたいと思いません。知事の所信表明では、すだちくん未来の地球条例制定などの取組を通じて、製造・供給一体型水素ステーションが稼働して、水素立県・元年が幕を開け、県民に水素エネルギーを身近なものとして、実感していただける段階を迎えたというようなお話を頂きました。

加えて、自然エネルギーの最大限導入等の重点施策実現に向けまして、この初期投資低減化ビジネスモデルの活用による、県有施設への自家消費型太陽光発電率先導入などを示す、県版脱炭素ロードマップを今月作成し、GXを推進する旨も表明されました。

今期委員会の資料にも、その詳細が記載されておりまして、次年度からはこのPPAの登録制度の運用300件ですとか、共同購入実施200件を実現するために取り組んでいくといったことも記載をさせていただいております。

これら重点施策に関しまして、この自然エネルギー導入に当たっての障壁と言われている、初期投資を抑えるためにこういった手法を用いるのか、また県有施設とはこういった施設を想定し、県有施設の電力使用量や施設の維持に与える負担や影響など、詳細な内容や、この事業実施により予測される効果を、もしできれば客観的なデータに基づきながら教えていただけたらと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、初期投資低減化ビジネスモデルについて、また県有施設への太陽光発電の導入について御質問いただきました。

初期投資低減化ビジネスモデルにつきましては、先ほども御説明しましたが、PPAという手法を活用したいと考えております。PPAとはPower Purchase Agreementの略で、発電設備の所有権をPPA事業者に保留したまま、需要家が発電電力を消費する、初期費用0円モデルのことで、典型的な例として屋根貸しがございます。

このPPAについて、本県では県有施設への率先導入と、それとPPA事業者登録制度、この2本柱でPPA事業の普及を進めてまいりたいと考えております。

先ほどの説明と被るのですけれども、県有施設への率先導入につきましては、PPAを活用し、県有施設に太陽光発電設備を率先導入することにより、PPAが実用性のある安心して使えるビジネスモデルであるということを県民や県内事業者の方々に示して、普及促進を図りたいと考えております。

PPA事業者登録制度につきましては、PPAなど初期費用0円で太陽光発電設備を設置する事業者の登録制度を県が作りまして、これをホームページ等で公開し、事業そのものに安心感を与えてPPA事業者が活躍しやすい、また県民の方々も安心して使えるような、環境を整えるものでございます。

それで、県有施設への導入でございますが、先ほど申しました屋根置きなど自家消費型の太陽光発電は系統連系ですが、その制約とかあるいは土地造成の環境負荷等の課題が小さいということで、地域のポテンシャルを引き出し、再生可能エネルギーの拡大を図る上で、公共部門や民間住宅への導入を進めていくことは、非常に重要であると考えておりま

す。

県有施設としましては、具体的にはこれからでございますけれども、過去、グリーンニューディール基金というのでもう既にかなり設置されております。こういう所をまずは除いておきまして、使用されていない屋根があるような所につきましては、具体的には今後になりますが、一定規模以上の太陽光が載せられる屋根があること。それから、今現在その庁舎では長期の電力契約とかをしているのですが、太陽光の自家消費型を載せるとなると、それを解約するというようなことにもなりますので、影響ができるだけ少ない施設を基準にして選定してまいりたいと考えております。

元木委員

あと水素ステーションの整備についてお伺いしたかったのですが、時間がないようですので、要望に止めたいと思います。

国のほうでは今、商用ステーションの先行整備を、4大都市圏中心に進めているようですけれども、特に高速道路沿いなどで、戦略的な整備が重要であるという提言もあるようです。

そして、県の脱炭素ロードマップにおいては地産水素のグリーン化に向けて、国による水電解装置などの大型化の支援や性能評価環境整備や国内市場の環境整備など、事業者による自然エネルギー由来電力の地産水素のグリーン化などに対して、県でも水素ステーションの整備推進ですとか水素ステーションの補助金の拡大、副生水素の柔軟な活用に向けた政策提言を行っていくというようなことが記載をされております。

県内でも、徳島市や板野郡等で水素ステーションの整備がされていると伺っておりますけれども、今後、県内のほかのエリアですとか、高速道路沿いですとかこういったところにも積極的に水素ステーションを導入していただいて、自然エネルギー協議会会長県そしてまた、水素立県元年にふさわしい取組を進めていただきたいということを要望させていただきます。

古川委員

私からも県版の脱炭素ロードマップについてお聞きをしたいと思います。

まず、この背景にパリ協定1.5度目標の達成に向けた具体的な取組が期待されています。確かに、この間のグラスゴーでやったCOP26では1.5度目標にこだわるということで、これはこれでいいと思います。ただ、私もこの1.5度目標というのは、もう難しいだろうと思っておりまして、元々1.5度目標は、最初2度目標だったのですね。ただ2度では南太平洋諸国などは本当に、海面上昇でもう住めなくなり、国がなくなってしまうということから、島しょ部国から何とか1.5度にとということで、1.5度が入ったのかなと思っておりますが。この1.5度上がってもかなりの影響が出てきます。次第に、太平洋の島では住めなくなるし、海の関係でいうとサンゴが海面上昇等で生息できなくなると言われていますから、本当に海の中のサンゴが絶滅したら、海の生態系とかがどう変わるのか想像ができないぐらい影響が出てくるかと思えますし、日本でもかなり影響が出ています。

今でも毎年のように豪雨災害が発生して人的被害が出ています。これが本当に1.5度まで上がってくると、年に2回も3回もそういうような災害が発生するというのは、ほぼ確

実ではないかと私は思っています。それが2度になってくると、どうなるのだろうかなど非常に怖くなってきますけれども、そのような状況で、しかも先ほど課長から高温という話もありましたし、多分、夏場の昼間というのは、もう熱中症の関係とかで、特に高齢者の方はもう昼間出歩けなくなるという、多分そういう生活になってくるのだろうと思います。こういうふうに、かなりの影響が出てくると思うのですけれども、何とか2度までに抑えないと、本当にそれ以上のことになってくるということなので、これをしっかりと進めてほしいというのがまず希望です。

今回のCOP26で大切だと思ったのは、この決定的な10年ということで議論されました。この2030年までの10年で、温暖化がどうなるかが決定的になるという議論でした。ですからこの10年でどれだけやるかで決まってくるということです。

私は、2050年に例えカーボンニュートラルが実現しても、早めにCO₂を減らしていかないと、いろいろ不確定要素が多いですから、2度まで収まるかどうかというのは分からないところがあると思います。できるだけ早くCO₂を減らしていくというのがとにかく求められていることだと思しますので、このあたりをしっかりと取り組んでほしいと思っております。

この本当に決定的な10年というところを根底にしたいと思うのですけれども、まず、経済産業省と環境省とがタッグを組んで候補地を進めていると思いますけれども、環境省でまずしなければいけないことは、地域の理解を得ていくこと。今、再生可能エネルギーの関係はどうなのだろうみたいな反対意見が出てくるので、これをまずやってほしい。経済産業省もとにかくここが一番ネックだと言っていますので、だからそのあたりを進めていく上で、この促進区域を本当にしっかりと進めていかないと、いろいろな技術ができて進めようとしても、住民の反対があったら本当に遅れてしまいますので、このあたりをしっかりと進めてほしいと思っております。

具体的に質問をしますけれども、県でしっかりと市町村の支援をしていくと、調査に対しての支援、また専門家の職員の派遣で人的支援、それから合意形成の支援、このあたりもう少し具体的に内容を、財政的な支援であればどんなことができるのか、人的支援であれば専門職員とは何なのか、市町村と一体という言葉を使っているけれど、どんなイメージでいるのか、そのあたりを教えてほしいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、市町村の促進区域設定に係る県の支援について御質問いただきました。

委員がおっしゃったように、最近、環境保全と再生可能エネルギーの導入というのが対立する場面が多くなりまして、全国的に規制の条例ができたりもしております。こういったものを解決する手段として、改正地球温暖化対策推進法の中で促進区域という制度が設けられました。

促進区域は、改めて簡単に御説明いたしますと、まず国による基準、これで再生可能エネルギー導入に不適切な区域を除きます。次に、都道府県による基準、これによりましてまた規制する区域を除きます。残った所から、再生可能エネルギー導入に適地である所を促進区域と設定して導入する、その際にも市町村の意向を反映して、市町村の方針に沿ったような事業者に来てもらうような制度となっております。

県の支援といたしましては、まず、この県による基準の策定をするとともに、あとその規制区域を除いた所から、いわゆるポジティブゾーニング、実際の促進区域設定についても県からも案として示していくようなことをしたいと考えております。

次に、人的支援ですが、市町村はマンパワーも少ないですし、ノウハウもなかなかないということで、一つは国による専門家の派遣制度というのがありますが、これをどんどん御紹介して活用してもらおうこと。もう一つは県も電気職の職員とかおります。こういう者も一緒に現場に行き行って相談に乗る。ここは予算要求の段階なので、更に人的派遣についても前向きに検討してまいりたいと考えております。

あと、促進区域の設定に当たっては、国の補助金が使えるようになると思いますので、情報を積極的に収集して、県内の市町村に御紹介していきたいと考えております。

古川委員

促進区域については、9月の定例会で私も言って、それから黒崎委員も一般質問で、これは本当に進めてほしいということで、情報もとにかく早く収集してやってほしいと何回も言っていました。県も計画を作って、できないところを決めて、それ以外でポジティブゾーニングをしてもらおうというのは分かるのですが、それは支援ではなくて県がやるべきことですよ。

私が聞いているのは、財政的な支援で、例えば国が全国で100の事例を作るとというのが一つあって、また促進区域についてもきちんと積極的に取り組んでいる自治体については、それなりのお金を出していくという形で進めていくというふうに聞いています。そのあたりの具体的な情報が入っていないのかということを知りたい。

人的資源については、今の話では県職員が全部出て行ってみたいのかなと思うのですが、県職員にどれだけの専門性があるのか、職員の専門性を高めるような仕組みはあるのかとか、そのあたりを考えているのかということを知りたい。

取りあえずその2点をもう少し深掘りして教えてもらえますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、促進区域に係る御質問を頂きました。

本県は、自然エネルギー協議会会長県としても、先日も国に対してその促進区域設定について、財政的支援、人的支援、情報の提供、この3点を早くしてくれと、知事自ら経済産業省にも行っていただきまして、要望してきたところでございます。

情報収集には積極的に努めてまいります。情報が得られ次第、市町村にも情報提供して、できるだけ積極的に取り組んでいただけるようにしていきたいと考えております。

専門性についても、専門的な方を雇えるようにしたいとは考えているのですが、そこはまだ、ここまでしか言えません。

古川委員

分かりました。来年度予算の絡みなので、はっきり言えないところがあるということでもよろしいですね、考えてはくれていると受け取りますよ。2月議会でしっかり具体策が出てくるのを待っています。県職員の方も専門性を高めていかなければいけないので、どう

やって高めるかという工夫は当然必要だと思っています。そのあたりもしっかりやってほしいなと思います。

こういうような財政的支援，人的支援も大事ですけど，どういうふうに必要な性を高めていくかというところが大事だと思うので，そのあたりをどう考えているのかなというのでも聞きたかったのですけれども，24市町村横に並んで，さあ一斉にダッシュというのは少し難しいかなとも思っています。

今このゼロカーボンシティ宣言を行った市町村が2市町村あるのですか。阿南市は新聞に載っていたのですが，もう一つがどこかを教えてほしいのですけれども，そういう所はまずやる気になってくれているので，ここでまず，この自治体をフィールドにして，県もまさしく一体となって，本当に一緒にやって，まず勉強していくという姿勢が大事なのかなと思っています。本当に成功事例というかね，こうやって進めて国からもしっかりと予算も付いて，その自治体が良くなっているという姿を見せることが一番大事なのかなと思います。

まず，この2自治体というのはどこなのかというのと，そのあたりのイメージ的なものがあれば教えてほしいと思います。

杉山グリーン社会推進課長

もう一つの自治体は北島町でございます。東亜合成株式会社と連携して，水素を積極的に活用してというところでございます。

また，阿南市も以前から，結果は残念なことになっているのですけれども，洋上風力を導入したり，あるいはバイオマスですけれども大型の物ができたりということで，また日亜化学工業株式会社という大きい企業もございますので，阿南市とはできるだけ情報交換しながら，ゼロカーボンシティ宣言をしていただいているので，どんどん取り組んでいただきたいと，県も当然支援をしていきたいと考えております。

また，北島町につきましても，首長さんがやる気を持っているようですので，一緒になって頑張っていきたいと考えております。

古川委員

分かりました。やる気を出してくれている市町村さんとしっかりタッグを組んで，そこをフィールドにするみたいな感じで，まずいろいろなノウハウを蓄積，蓄積するというほどの時間もないのですけれども，しっかりとこれを広げていくという形で進めていってほしいなと思います。

それから次に，太陽光パネルの部分ですね，先ほども言ったように決定的な10年ということで経済産業省と環境省，洋上風力ですとか地熱ですとか，そういう大企業とタッグを組んでやるようなところ，又は先ほど話が出ていた水素ですとかアンモニアの混焼ですとか，そういうような大きい部分は経済産業省が主力でやっていくのだろうなと思っています。ただ，実効性が上がってくるのが，この10年ではなかなか難しいかなと思っています。この10年という中でやれるのは太陽光発電の部分かな，これは僕も何回も言っていますけれども，太陽光発電をこの10年でやれるところをしっかりとやっていくということで，まず確実にできる，自分たちが頑張ればできるのが県有施設への導入ですよ。

これは今年度中に先行導入するための調査なのですか。僕がお願いしていたのは、約50パーセントに導入というのであれば、分母が分からなかったら目標も何もないではないですか。できる所、可能性のある所をもれなくピックアップをまずすると、そこでやっていくということをお願いをしていたのですが、先行導入の調査というのはそういうことではないのか、またそういう調査はどうなのかという部分を教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

先行導入の調査、正に委員がおっしゃったとおりでございます。

今、考えておりますのは、できるだけ自家消費型と、系統連系、売電よりは自家消費型ということで、日中職員が常駐して事務をして電気を使っているような施設を考えております。

次に、屋根の面積も、例えば30キロワット以上の太陽光パネルが置けるようになると、400平方メートルは要るのかなと、そういう面積要件ですね。それと今付いていないような所ですね、そういうのでピックアップをしてまいります。

その上で、先ほど申しましたように、電気の契約の状況ですとか、あるいは屋根の状況ですね、置けるのかどうか、置こうとしたら置く前に防水加工をもう一回やっておかないと、というようなところもございます。そういうことを加味して、先行的に5施設ぐらいに設置したいと考えております。その5施設への設置に当たって、いろいろ課題が出てくると思います。その課題も踏まえて、その先の設置を進めていきたいと考えております。

古川委員

出だしは委員のおっしゃるとおりのことをすると言ってくれたので、もれなくピックアップするのだなと思っていたら、後半の部分でどうなのかなと分からなくなってしまったのですけれど。県有施設でもいろいろな可能性のある所がありますね。小さいPPAができるような所もあれば、本当に小さいような所もあります。そういう所も全部ピックアップして、小さい所は国の交付税でしっかりやるというように、国からも引き出さなければいけないのですけれども、PPAに乗らないような所はそういうような財政を使ってやって、PPAができる所はPPAをどんどん使って。大きい所も小さい所もみんなピックアップして進めていく、多分両輪でやっていくようにしていかなければいけないと思います。そういうような形で準備をしてほしいなと思いますし、また更に言うと、当然自治体ですから市町村も含まれます。市町村にも同じような形で危機感を訴えて、時間がないのだということで訴えてもらって、同じように市町村もやってもらわなければいけないし、また更に言うと公的施設も巻き込んでいかなければいけないし、本当にやることはたくさんあると思うのですね。

なので、そのあたりをしっかりとイメージをして、もう1回、既に今年度中に庁内は全部、各部局にもう通知を出しているとか、出すとか、ピックアップしていただきたいな作業を進めているとか、進めていくつもりとか、そのあたりを教えてくださいませんか。

杉山グリーン社会推進課長

先ほど言いました屋根の大きさですとか、形状ですとか、あるいは既に太陽光パネルが載っているかどうか、こういう調査についてはもう既に実施しております。それを踏まえた上でのこの数値目標となっているところでございます。

また、先ほど委員がおっしゃいましたPPAだけではなくて純粋な設置ですね。国の補助金等を使って、それもPPAが有利な場合もございますので、そこらも積極的に検討してまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。また調査結果を委員会で報告してくれると思いますので、楽しみにしておきます。こういう50パーセントと目標を立てたらなるべく分母は小さくしたいなという意識が高くなるのは分かるのですが、幅広く、いろいろな所、いろいろな可能性を想定してピックアップしたのを、また委員会に示していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからあと、一般家庭の部分をどうやっていくのか。共同購入みたいなことしか見えてこないかなという気もするのですが、共同購入だけではなかなか進まない、私は融資制度について9月の一般質問でもかなり言いました。

今まで、割と大きい額の補助金とか融資、環境部局は設定していますよね。ZEBとかZEHでもやっています。かなり大きい額を積んで執行額が少なかったみたいな印象があるのですけれども。一般質問の答弁の中でも、金融機関と連携をして検討をすると答弁していただいていますので、このあたりをしっかりと進めていただいているとは思っていますが、これをやらないとなかなか共同購入だけでは進んでいかないと思います。このあたり、状況を教えてもらえますか。

杉山グリーン社会推進課長

産学官連携した徳島版ESG地域金融活用協議会というのを、令和2年10月に立ち上げております。こちらは、前も御説明したところですが、金融機関も参加していただいております。

現在、金融機関で、例えばソーラーローンですとか、太陽光に特化したローンがございます。これを更に拡充していただけないかというような協議は進めているところです。

古川委員

分かりました。しっかりとそのあたり金融機関に何とかお願いをして、やってもらうように進めていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、環境セクションだけでできること、また黒崎委員からもありましたけれど、全庁的にやってもらわなければいけないこと、たくさんあると思います。特に企業関係は商工労働観光部にもお願いしてやってもらう、この間の経済委員会でも言わせてもらいました。

また、ソーラーパネルについては、なかなか日本の国は国土面積も少ないですし、他の国と比べて面積当たりの設置率は高いのですよね。既に高いので、設置できる所は少なくなっている。変な付け方をしたら災害になりますから、それはしてはいけないこと

ですし、そういう意味では農地のソーラーシェアリングですね、これはかなりポテンシャルがあるので、これはこの間の経済委員会でも農林水産部にもお願いをして、しっかりと良い事例を一つ作って、それを広げていってほしいとお願いをしました。

このあたりの全庁的な推進を是非、危機管理環境部がしっかり訴えて、全庁的に進めていっていただけるようお願いをしたいと思います。同じことを何遍も言って恐縮ですが、よろしくお願いたします。

山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長

ただいま、改正地球温暖化対策推進法に係る促進区域をはじめ、いろいろ御質問を頂いたところでございました。

徳島県としましては、県版の脱炭素ロードマップを作りながら、2030年度目標をしっかりと達成する中で、特に重視しているのが市町村、地域での脱炭素の取組でございます。そういう中でもこの促進区域、徳島ならではの市町村支援と、ロードマップの中では銘打っております。特に2021年度内には、環境配慮基準の策定、国と同調しながら、先んじて年度内には策定する予定でございます。

そういう中で、県としても市町村と協力しながら、いろいろなその他の事業を呼び込むためのポジティブゾーニングをまずはやっていこうではないかということで、早め早めの対策をやっていく見込みでございます。

あと、人材育成、人材支援の部分もでございます。当然、国の人材も当然活用しながらとなるのですが、県としても、次年度を含めて人材育成をしながら、市町村に対してしっかりと支援をしていきたいと考えているところでございます。

そういう中で2030年度目標、正しくこれを達成するためのこのロードマップでございますから、このあたりをしっかりと。知事をトップにした推進本部、それと同時に私をトップにしたプロジェクトチームがでございます。これは実務者レベルで横串を刺す組織でございます。そういうところを活用しながら、県庁一丸となってしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

寺井委員長

今定例会の代表質問で、県版の脱炭素ロードマップにおける脱炭素化の取組を地方創生につなげることについて、御答弁を頂いたところでございますけれども、更にお伺いをしたいと思います。

知事から、2030年度自然エネルギーによる電力自給率を50パーセント超えとする積極的な御答弁を頂いたところでございます。この目標の上方修正をどうやって達成するのか、説明を頂きたいと思っております。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、自然エネルギー自給率の目標上方修正について御質問を頂きました。

2050年カーボンニュートラル達成に向けては、我が国のCO₂の排出量の約4割を占めております電力部門の脱炭素化が重要と考えております。そのため、自然エネルギー立県とくしま推進戦略におきまして、2030年度自然エネルギー電力自給率50パーセントを掲げ、

エネルギーの地産地消ですとか、災害に強い街づくりなど、自然エネルギーの導入を積極的に推進してきたところでございます。

県版脱炭素ロードマップでは、こうした取組に加えまして、重点施策として、繰り返しのようになりますが、市町村と一体となった環境に配慮した再生可能エネルギー事業を誘致する促進区域の設定、あるいは初期投資低減化ビジネスモデルの活用による県有施設への自家消費型太陽光発電の率先導入、三好市におけるワーケーション事業を発展させた事前復興にも資する地域マイクログリッドの推進、こういった取組を新たな自然エネルギー施策として盛り込んでおりまして、これらを積極的に展開し、2030年度自然エネルギー電力自給率50パーセント超えという意欲的な目標にチャレンジしてまいりたいと考えております。

寺井委員長

50パーセント超えという意欲的な目標設定、その中で自然エネルギーを積極的に展開していくということでございますが、実は先ほどからも議論をしている中で、例えば太陽光の導入、しかも農地でという話があるのですけれども、実は私、県の農業会議の会長をしておりまして、その問題が常に出てきます。

営農型の発電は、農林水産省が何でも作ってもいいみたいな答えを出していますので、現実として農業がきちんとできているのかという部分を問われれば、ほとんどできていないような現状です。その中でうまくやっている人もいらっしゃいますけれども、その中で太陽光がどんどん広がっていくのはいかながなものかなと感じるわけです。もう喫緊に迫っているということで分からないこともないのですが、その辺バランスよくやっていただかないと。例えばすばらしい土地がずっとあって、生産をしている所で、突如太陽光、営農型の太陽光でもいいですけれども、入ってくると困るような部分もできてきますので、農業会議等々で心配しているのは、農家自身がもうかっているのではなくて、会社が入ってきて、売電をやってもうかっているような事例が多いのですね。そうすると最後に、発電能力が落ちてきたときに、きちんと始末までしていってくれるのかというような、非常に心配していることもいっぱいあるのですよ。

ですから、非常に問題が大きいわけでございまして、その辺のバランスを取ってやっていただかないと、こればかりに集中していくと、そういう弊害も出てきますので、一つその点もよろしく願いしたいなと思っております。

今また答弁の中で三好市の話が出ましたが、自然エネルギーの積極的な取組の一つである、三好市のワーケーション事業を展開させた事前復興にも資する地域マイクログリッドの推進について、事業内容と地域の活性化にどのようにつながっていくのかを説明していただきたいと思っております。

杉山グリーン社会推進課長

まず地域マイクログリッドとは、太陽光をはじめ発電設備を有する一定の地域内において、平時は地域内の電力を把握・制御し、災害による大規模停電時には自立的運用を行う電力供給システムのことでございます。

地域マイクログリッドに関連しまして、今年の7月から徳島文理大学の床桜教授を座長といたしまして、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所ですとか株式会社村田製

作所等の事業所、また地元で街づくりに取り組む三好みらい創造推進協議会、あるいは県、三好市、こういったメンバーが参加した環境配慮型ワーケーションモデル創出会議が、廃校となった小学校を活用した三好市のウマバ・スクールコテージにおいて、環境配慮型ワーケーションモデルの創出に取り組んでおります。

このプロジェクトは、新たな人流の創出と二次交通の確保、それから太陽光蓄電池、EVなどを活用した電力の脱炭素化と災害に強い自立分散型エネルギーの確保、これを目的としましてワーケーション事業を展開しております。

現在、太陽光で充電した電力を施設内に設置した複数の蓄電池の間でやり取りする実証実験を行っております。この取組を周辺施設に広げ、地域全体で電力の融通を行う地域マイクログリッドを構築することで、ワーケーションに来県する企業人材などの関係人口の創出、また地域のエネルギーを活用することによる地域産業の活性化、大規模災害時の電力確保による孤立集落対策、こういったことが図られまして、地域の活性化につながるものと考えております。

さらに、この取組をモデルといたしまして、県内市町村へ横展開を図り、地域の脱炭素化と活性化を推進してまいりたいと考えております。

寺井委員長

代表質問での答弁のコメントにも述べたところでございますけれども、脱炭素化の取組は身近で、かつ世界共通の重要な課題であるということもよく分かっております。環境対策を通じてコロナ禍で落ち込んだ経済の再生を図るグリーンリカバリーの取組は、欧州や米国をはじめ世界各国で進んでいるところでございます。本県においても、ただ今御説明を頂いたマイクログリッドの取組をはじめ、ロードマップに盛り込まれた施策を積極的に推進し地方創生にもつなげていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、できるだけバランスの取れた世界を是非守っていただければ非常に有り難いなど、そんなふうに思っているところであります。

農林水産省の事務次官をされた皆川さんという方が、ある席でこんなお話をされていました。例えばドイツが自然を利用した風車の発電をいっぱいやっているのですよね。私も40年ぐらい前にドイツへ行ったときは、そんな姿なんかは全然見えなかったのが、ブドウ畑の向こうの尾根にはいっぱいその風車が見えるのですよね。あのすばらしい景色がなくなってしまうと実は思っておりまして、皆川さんもそんなお話をされてました。その辺のバランスも含めて、難しい話ですけども、バランスをとりながらやっていかないと、日本のすばらしい景色が見えなくなっていくのではないかなという心配もしておりますので、その点もどうぞよろしくお願ひします。

もう1点、新聞等でもよく話が出てくるのですけれども、メタンガスの排出という中で、実は先ほど黒崎委員も農林水産部のお話をされていましたが、農林水産部のロードマップの数値が出ていないのです。県一丸となってやっていくという中で、牛のげっぷの話がよく出るのですが、具体的によく分かっていないのでどの辺まで分かっているのか教えていただければ有り難いと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、寺井委員長から、牛のげっぷについて御質問を頂きました。

牛は四つの胃を持っていて、咀嚼反芻そしゃくはんすうと言うのですが、この反芻はんすうを繰り返す生理的な特徴を持っています。この四つの胃の中で最大容量であります第1胃というのは、多数の微生物が生息しておりまして、分解されにくい繊維質を分解する発酵タンクの役割も担っています。この分解発酵過程におきまして、メタンを含む発酵ガスが発生しまして、牛がげっぷとして排出しており、地球温暖化の要因として注目されているところでございます。

国内における温室効果ガスCO₂換算の総排出量ですけれども、12億1,200万トン、この内に牛のげっぷというのは760万トンを占めておりまして、温室効果ガス総排出量の0.6パーセント、1パーセントに満たない数値となっている状況で、割合的には極めて少ないものになっております。

国におきましては、みどりの食料システム戦略において2050年に農林水産業の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げておりまして、国内の研究機関におきまして、牛のげっぷ由来のメタンガスを抑える研究開発に取り組まれているところです。

寺井委員長

牛だけではなく、いわゆる日本特有の水田の農業で、メタンガスの発生も多いというふうにも聞いているところでございまして、命をつなぐ作物を提供する中で、そういうことも取り組んでいかなければならないようになってくるのか。それと、この10年以内で、今はそんなに大きなウエイトはないのですが、数値目標の数字の中にそれが入っていくのかという点はいかがですか。

森口農林水産部長

メタンと農業の関係の状況ですけれども、先ほど福見家畜防疫対策担当室長からも御説明しましたように、新聞報道等によりますと、日本全体のメタンの排出の中で農業分野が約77パーセントを占めております。先ほど委員長がおっしゃいましたように牛のげっぷがその内の27パーセント相当、それからあと稲作ですね、その部分が約42パーセントというふうなことになっております。

ただ、日本のメタンガスの総量自体は、例えばアメリカと比べましたらアメリカの4パーセント程度ということで総量は非常に少ない数値であり、先ほども申しましたように全体の0.6パーセントというふうな状況でございまして、政府としても、ここで目標を立てていくという部分については、余り大きい影響はございませんので、メタンにおいては、農業振興上そんなに過度にやる必要はないのではないかなという見解であると私は考えております。

ただ一方で、国全体で様々な分野も含めて脱炭素というのを進めていかなければなりませんので、そこは国においていろいろな技術開発することによってメタンを減らしていく技術であるとか、いろいろな積み重ねによって脱炭素というのを実現できますので、そういう方向で国も研究開発を進めていると認識しております。ですので、我々は国の技術開発等を見据えながら、国に沿ってメタンの減少の部分についても取り組めたらと考えている次第でございまして。

寺井委員長

農業の分野はそんなに大きな影響ではないということで、安心しました。農業が大変な時代になってきていますので、その上にそれをまた背負わなければいけないのであれば大変なわけでございますけれども、一安心したところでございます。

ほかに御意見ございませんか。

この際委員各位にお諮りをいたします。ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

それでは扶川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言につきましては議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

扶川議員

今お聞きしていた中で出てきたことから先にお尋ねしますが、太陽光の導入ですね。県有施設の調査、屋根のサイズとか形状とか、その他、既に実施しているということですが、数字が分かったらどういう施設で400平方メートル以上満たす所があるのか、あるいは小さい所を含めて何箇所あるのか、あるいはそれをトータルすると、どのくらいの発電容量が見込めるのか、分かる範囲で教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

今データは持ち合わせておりません。先ほど言いましたように、自家消費型をと考えておりますので、まず電気を使っている所ですね、それから屋根の面積が一定規模以上ある所、加えて、太陽光パネルを載せることができるかどうかというような屋根の形状も併せて調査いたしておりますが、今データを持ち合わせておりません。

扶川議員

急に聞きましたのでね、後で教えていただければと思います。

先ほど吉田委員も午前中に議論されましたけれども、国府支援学校の新築の建物、今の話は既存の県有施設ですけれども、それについてZEB化は難しいという話でした。それから聞くところでは、新ホールについてもZEB化は予定されていないということですが、少なくとも既存の施設は大改修しなければいけないから難しいかも分かりませんが、新しい施設についてはZEB化を目指すというのがこれからの流れなのではないでしょうか。

そういうことを担当部局から知事に申し上げないと、先ほど来議論されているような2050年度温室効果ガス排出ゼロ、脱炭素なんて実現できないのではないですか。そのあたりはどのような議論がされていますか。

杉山グリーン社会推進課長

脱炭素ロードマップにおきましては、今後予定する県有施設の新築・改築事業について

率先的にZEBを導入することとしております。県有施設の新築・改築時にZEB化検討チームを設置して、検討を実施してまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、今後新しい県有施設の計画が出てきたときに具体的にチームを立ち上げるものと考えておりました、それに先駆けて営繕課ですとか当課等を中心にして、事前に研究を進めたいと考えております。実際にZEB化検討チームにつきましては、その新しい施設の計画が立ち上がる段階で立ち上げていきたいと考えております。

県立文化芸術ホールの状況でございますが、議会をはじめ文化団体、県民アンケートなど、これまで頂いた様々な意見を基に県市協調新ホール整備基本計画を令和3年3月に策定し、ホールの整備費の内容も含めて議会へ報告したところであると思っております。

その後、基本計画に基づきまして、設計施工を担う事業者の選定をするため公募型プロポーザルを実施しております。その優先交渉権者の技術提案書ではZEB Oriented (ゼブオリエンテッド)、これは再生可能エネルギーを除いて一次エネルギー消費量が30パーセント以上削減というZEBシリーズの一つですけれども、それを目指す内容となっております。11月には基本設計契約を締結し、現在優先交渉権者と設計協議を進めているところと聞いております。

今後、ライフサイクルコストの低減も図りながら、省エネを実現できるように努めてまいるということを聞いております。

扶川議員

既に30パーセント削減が入っているからZEBまでは目指さないという話だろうと思うのですが、今後新しい施設なり改修などをするときには必ずZEBを目指して検討すると、そのくらいの取組をしないとできませんよ。それが率先して取り組むということだと思いますので、関係するところにも強く担当部局から働き掛け、知事にもそのように申し上げていただきたいが、いかがですか。

杉山グリーン社会推進課長

先ほどの繰り返しになりますが、新たに計画が立ち上がる段階では、ZEB化検討チームを立ち上げまして、ZEB化を目指してまいりたいと考えております。

扶川議員

ZEB化を目指していただくということなので、是非お願いしたいと思っております。

それから次に、水素のことについても地産水素のグリーン化ということが議論されました。非常に大事なことですが、この地産水素のグリーン化、古川委員さんも10年ぐらいは難しいのではないかみたいな話があって私もそう思います。そうすると、ブルー水素もまだめどが立っていない段階で、余り先走って水素の車をどんどん導入してもCO₂削減に役立たないでしょう。もう2台も導入しているし乗用車も導入していますけれども、こちら辺は慎重に状況を見極めてやたら増やせばいいというのではないということを確認しておきたいのですが、どうですか。

杉山グリーン社会推進課長

確かに委員がおっしゃるように、燃料の供給からカーボンゼロというのが理想と考えております。ただ、ガソリン車、ディーゼル車を電気自動車とかF C Vに変えるということだけでも、温室効果ガス排出抑制の効果はあると考えております。

まずモビリティ、次にエネルギーと段階的に進めていかないとなかなか一気に進めるのは難しいのではないかと考えております。ですので、バスをはじめモビリティの導入は無駄であるとは考えておりません。

扶川議員

一言だけコメントしますけれども、板野町の道の駅のことも、前に少し紹介したのですが、太陽光パネルが載っていないのですよ。広い屋根があるのに。一応載せられるのですが、何で載せないのだという費用の問題と電池が高いという話なのですね。

その一方で、県のお勧めで水素ステーションを導入して、水素の充填をする車が来るために1,150万円毎年払うのですよ。こんな馬鹿馬鹿しい話はないです。これは県のミスリードだったと私は思っておりますけれども、こういうことにならないように、きちんと理の通った環境対策を進めていただきたいと思います。

そこで当初に予定していた質問ですが、海ごみのことです。海岸に漂着したごみについては7月1日の県土整備委員会でも取り上げましたが、その時の御答弁で海岸線393キロメートルの内、2.8パーセントに当たる11キロメートル、77の海岸を重点区域に指定して、海岸漂着物対策を具体的に取り組むことにしているということで、3海岸については海岸漂着物の組成調査を実施しているということでした。

それはまだ結果が出ていないと聞いていますので、これについては今日聞きませんが、ここに持ってきているのが、私がNPO法人の仲間と一緒に作業した写真です。これは北灘の海岸ですけれども、ごみだらけ。中にはこういう大きな木切れがあったりタイヤが捨てられていたり、漁具が捨てられていたり。それからこれはペットボトルがテトラポットの間に入っていますけれども、こういう状態で細かなごみがたくさん見えますと思いますが、マイクロプラスチックの製造工場になっています。こんな状況を放置したのでは、マイクロプラスチックの問題というのは解決しない。

この問題についても今日のこの計画の中に入っていますよね。ごみをゼロにしていこうと。それであれば、これも太陽光と同じで、まず海岸の状況を把握することから始めないと駄目です。担当する部局が複数あるかと思っておりますけれども、海岸の状況を把握して、こんな状況だったらさあどう対応しようかということになろうと思っております。是非現状把握に努めていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

坂本河川整備課長

ただいま、扶川議員より海岸の漂着ごみについての御質問を頂いています。

台風などによりまして流木やごみが海岸に多量に流れ着きますと、その漂着の流木又はごみ等によりまして海岸の機能低下や生態系を含めた環境景観の悪化が懸念されるところでございます。

海岸の維持管理につきましては、台風時などはもとより、平時におきましても職員又は河川パトロールが海岸を巡回し、河川施設の異常などの確認を行うとともに、漂着してお

ります流木やごみの状況確認を行っております。

漂着ごみにつきましては、テトラポットでありますとか砂浜などの海岸の状況、また、ごみの量や種類などによりまして様々な状況となっております、そのあたりの状況の把握は定期的に行っているところでございます。

扶川議員

時間が余りないので、とにかく現状を把握してください。それからスタートです。またこのことはお聞きしていきます。

それから教育委員会にお尋ねしますが、エシカル消費の中で前置きは全部とばしますが、この海ごみの対策も取り組むべきだと私は思います。実際に県内に幾つかの学校が実践していると思います。

それからジビエ、大豆たんぱくによる代用肉、あるいはコオロギなどの昆虫食、そういう物も学校給食の中に取り込むことによって、環境問題とか食糧問題を考えていく大きな材料になる。それもこの計画の中に入っていますから、どのように取り組むのか教えてください。

木屋村学校教育課長

ただいま、扶川議員からプラスチックごみの学習でありますとか、学校給食においてジビエとかを取り入れるようにというお話がございました。

まず、小中高等学校において今SDGsの関心も高まっておりまして、議員がおっしゃるように、子供たちが海岸に出向いて、清掃活動も兼ねて、プラスチックごみの状況というのを学習しているところで、それをまた教室に持ち帰っていろいろな教科の学習の中で役立てているところでございます。

また、教科の学習の中ではございますが、食の安全性というのも非常に進んでおりまして、小学校では食料生産、中学校になりますと食品の選び方とか食品の添加物、そのあたりについても学習を深めて食の安全性について学んでいるところでございます。

吉岡体育学校安全課長

ただいま、扶川議員から昆虫食を学校給食に用いてはどうかという御意見を頂きました。

学校給食につきましては、成長期にあります児童生徒が正しい食事の在り方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成することを目的としております。本県の市町村立小中学校におきましては、その給食の実施について設置者であります市町村が決定しており、食材費等につきましては保護者負担となっております。

議員がおっしゃいました昆虫食につきましては、環境問題であるとか食糧難問題の有力な解決策となっております、総合的な学習の時間等で学び、全地球上の問題といたしまして理解を深めたり知識を得るということは、意義があることと考えています。

しかしながら、学校給食での活用につきましては、安全安心の問題、その昆虫の餌が何であるのか、どういう育成環境であるのか等の情報が果たして十分であるのかどうか、また現在、価格が非常に高い物でございます。そして安定した供給状態であるのかどうか、そして昆虫に関しましては、エビやカニと同等のアレルギーが出るのではないのかという研

究もまだ途上でございます。そして、保護者等に対する理解を得られるのかというような様々な問題がございまして、クリアをしなければならない課題というのが多いと考えております。

県教育委員会といたしましては、現在では、昆虫食を学校給食に用いるということに関しては、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時37分)